

昭和44年労働経済の分析 参考資料

1 勤労者の資産保有状況

昭和30年代後半からの経済の高度成長過程で,勤労者の所得水準は向上を続け,それにつれて消費生活の面における改善も着実にすすんでいるが,資産面においては相対的に立遅れがみられる。この状況を国際比較と国内の所得階層間の比較によって概観しよう。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

1 勤労者の資産保有状況
(1) 資産の国際比較

わが国の個人貯蓄率は欧米に比べ従来から著しく高く、その高まり方も大きい(第1表)。この結果、個人の資産も大幅に増加していると推測されるが、個人資産についての直接の推計がないので国富(国内に蓄積された資産)でみると、わが国の国富増加は大きく、国民総生産に対する倍率も国民総生産の急速な増加にもかかわらず昭和30年には1.6倍、35年には1.7倍、40年には1.8倍(42年も同じ)と高まってきている。しかし、欧米の約3倍にはまだ及ばず、また、1人当り国富の対欧米格差も大幅に縮小してきているが42年現在でアメリカの約6分の1と、1人当り国民所得の約4分の1に比べても格差はまだかなり大きい(第2表)。

第1表 個人貯蓄率の国際比較

第1表 個人貯蓄率の国際比較					(単位 %)
国名	1955年	1960年	1965年	1968年	
日本	13.4	17.7	17.8	19.7	
アメリカ	5.8	5.0	6.2	6.7	
イギリス	3.5	6.8	8.1	7.1	
西ドイツ	13.0	14.9	15.9	16.0	
フランス	7.2	9.8	10.9	11.5	

資料出所 日本銀行「日本経済を中心とする国際比較統計」
(注) 個人貯蓄率＝個人貯蓄／個人可処分所得。

第2表 1人当り国富の国際比較

第2表 1人当り国富の国際比較

国名	1955年		1967年		1人当り国民所得(1967)	
	実額	格差	実額	格差	実額	格差
日本	ドル 635.6	倍 1.0	ドル 2,008	倍 1.0	ドル 929	倍 1.0
アメリカ	6,813.1	10.7	11,930	5.9	3,279	3.5
イギリス	-	-	4,905	2.4	1,574	1.7
西ドイツ	2,395.6	3.8	6,177	3.1	1,519	1.6
イタリア	-	-	2,696	1.3	1,022	1.1

資料出所 1955年の日本と西ドイツは中山伊知郎監修「日本の国富構造」、アメリカは National Bureau of Economic Research 調べ、1967年は日本銀行「貯蓄時報」No. 79,「日本経済を中心とする国際比較統計」による。

また、国富の内容をみると、わが国は住宅を含む社会資本の比率が低く、政府、民間企業設備、在庫品の比率が非常に高い(第3表)。

第3表 国富の国際比較

第3表 国富の国際比較(1967年)

項目	政府・民間企業設備	社会資本	うち住宅	個人耐久消費財	政府・民間在庫品	対外正味資産	計	国富の対GNP倍率
日本	実額 (億ドル) 902 構成比 (%) 44.8	529 26.3	(400) (19.9)	174 8.6	388 19.3	20 1.0	2,013 100.0	1.8
アメリカ	7,042 29.6	10,690 45.0	(7,211) (30.4)	3,252 13.7	2,234 9.4	537 2.3	23,755 100.0	3.0
イギリス	768 28.4	1,596 59.1	(814) (30.1)	168 6.2	107 4.0	62 2.3	2,701 100.0	2.9
西ドイツ	847 23.8	1,861 52.2	- -	477 13.4	271 7.6	108 3.0	3,564 100.0	3.0
イタリア	539 38.2	499 35.4	- -	179 12.7	137 9.7	57 4.0	1,411 100.0	2.1

資料出所 日本銀行「貯蓄時報」No.79

(注) 土地等の再生産不可能なものは除かれている。

前述のような高い貯蓄率を反映して、個人の資産のうちとくに1人当り個人金融資産残高は昭和30年にはわが国はアメリカの29分の1であったが35年には16分の1、40年には10分の1、43年には8分の1とその格差は大幅に縮小してきている。しかし、1人当り国富の格差よりはなお大きい。個人金融資産の内容では、わが国は圧倒的に現金、預金の比率が高く、アメリカ、イギリスの比率の2~3倍となっているが、反面、有価証券の比率は低い(第4表)。

第4表 個人金融資産残高

第4表 個人金融資産残高 (1968 年末)

(単位 億ドル)

項 目				日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
資 産	現 金	・ 預 金	金 券	955(63.7)	4,684(24.9)	495(21.2)
	有 価	証 年	金 他	331(22.1)	10,229(54.5)	677(29.0)
	保 険	・ 年	金 他	173(11.5)	3,227(17.2)	325(13.9)
	そ の	計		41(2.7)	634(3.4)	840(35.9)
				1,500(100.0)	18,774(100.0)	2,337(100.0)
負 債	借 入	金 他		330(58.6)	4,075(94.7)	274(67.2)
	そ の	計		233(41.4)	228(5.3)	134(32.8)
				563(100.0)	4,303(100.0)	408(100.0)
純 金 融 資 産				937 —	14,471 —	1,929 —

資料出所 日本銀行「マネーフロー表」, 同「貯蓄時報」No.79, 連邦準備銀行
「Federal Reserve Bulletin」

(注) 1) イギリスは1967年末のもの。

2) ()内は構成比。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

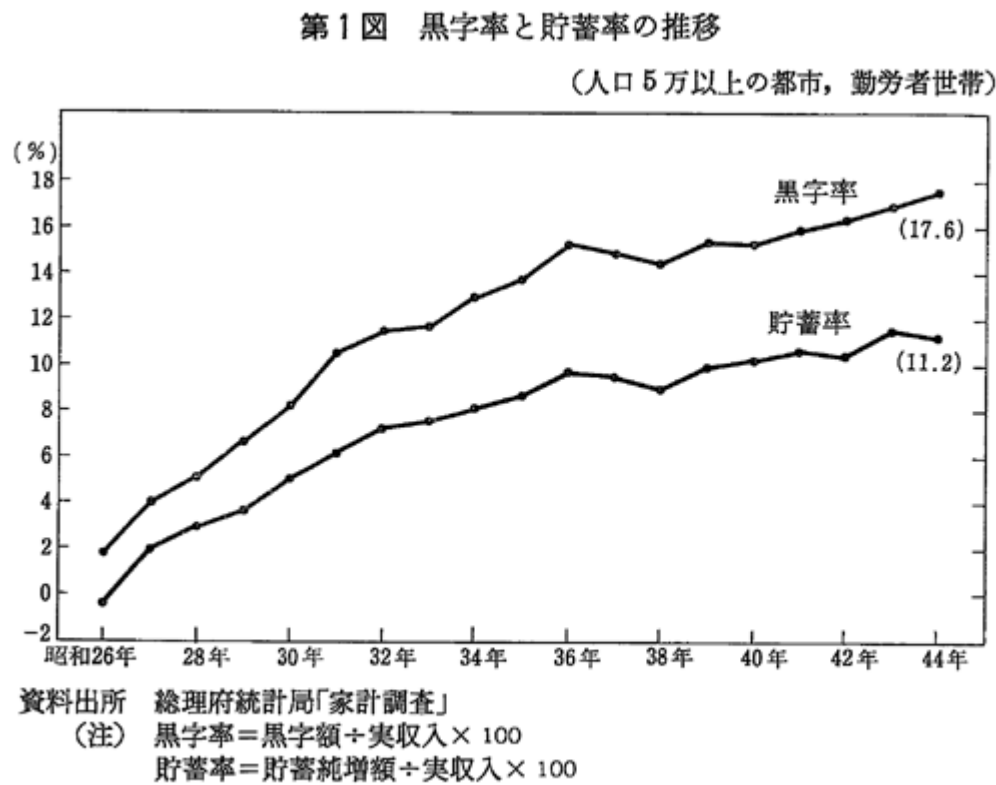
1 勤労者の資産保有状況
(2) 所得階層別にみた資産保有状況

以上のようにわが国の資産形成は欧米に比べ相対的に立遅れがみられる。

それでも所得の着実な増加や、消費面では一部の耐久消費財を除けば消費が一応の段階まで達したことなどもあって、最近では資産保有の面が重視される傾向にある。それは家計における黒字率(実収入－実支出／実収入)の大幅な上昇と、黒字処分を資産性のより強いものへ振り向ける割合がふえていることなどからもうかがえる。

すなわち、勤労者世帯の黒字率は一貫して上昇基調にあるが、昭和30年代後半の消費ブームの影響による一時的停滞の後、40年以降は再びかなりの上昇に転じている(第1図)。

第1図 黒字率と貯蓄率の推移



第5表 黒字の処分状況

第5表 黒字の処分状況
(全国, 勤労者世帯)

年	黒字額 (円)	構 成 比 (黒 字 額 計=100)						
		貯 金	保 険	借金返済	月賦払い 掛買払い	有価証券	財 産	繰 越 その他
昭和35年	5,615	37.7	24.6	8.3	8.4	3.8	4.5	12.8
36	6,911	42.1	21.4	5.5	6.3	7.4	3.9	13.4
37	7,591	41.7	22.0	8.1	6.5	5.5	3.2	13.0
38	7,971	42.0	20.3	7.3	10.7	4.5	1.7	13.5
39	9,362	44.5	19.2	5.5	10.5	4.3	4.9	11.1
40	10,222	44.8	20.5	5.2	10.3	3.0	6.6	9.6
41	11,474	43.7	22.2	6.3	8.3	2.6	6.7	10.2
42	13,276	42.4	21.5	6.9	5.9	2.7	10.1	10.5
43	14,940	46.3	21.4	4.6	4.4	1.4	12.3	9.5
44	17,262	41.9	21.0	7.4	5.1	4.1	11.2	9.3

資料出所 総理府統計局「家計調査」

- (注) 1) 37年までは人口5万以上の都市のもの。
2) 44年は暫定値。

一方、黒字処分においては、生活保障の最も基本的形態と考えられる貯金と保険(払込み保険料)にあてられる割合は、長期的にみても両者合わせてほぼ6割強とあまり変りはないものの、最近では住宅事情などを反映して土地・家屋などの財産購入の割合が急増している(第5表)。貯蓄の目的でも、土地、家屋の購入のためという割合が増加している(第6表)。

第6表 貯蓄の目的

第6表 貯 蓄 の 目 的 (全国) (単位 %)

項 目	昭 和 37 年	40 年	42 年	44 年
事 務 系 の 勤 め 人				
病 気 ・ 災 害	75.8	75.5	83.1	79.3
教 育 ・ 結 婚	69.3	58.7	63.3	55.5
老 後	64.3	28.6	36.1	33.7
土 地 ・ 家 屋	21.8	32.5	37.6	36.3
労 務 系 の 勤 め 人				
病 気 ・ 災 害	80.9	74.7	85.1	80.1
教 育 ・ 結 婚	64.7	49.3	61.4	53.9
老 後	61.1	26.7	35.6	29.6
土 地 ・ 家 屋	24.0	29.7	37.5	36.3

資料出所 貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」

第7表 貯蓄保有内容の推移

第7表 貯蓄保有内容の推移 (全国、勤労者世帯)

年	貯蓄保有高 (千円)	構 成 比 (貯蓄保有高 = 100)				
		金 融 機 関				金融機関外
		通貨性	定期性	生命保険	有価証券	
昭和35年	297	16.0	23.9	20.4	31.6	8.1
36	396	15.8	18.5	20.6	37.7	7.4
37	363	22.6	16.1	26.4	27.6	7.3
38	507	16.7	21.4	22.9	30.1	8.9
39	540	15.1	23.8	24.2	25.6	11.3
40	686	14.8	27.0	21.2	28.3	8.7
41	680	15.4	27.7	25.9	22.4	8.7
42	731	16.1	29.6	25.5	19.8	9.0
43	901	15.6	29.8	24.4	22.1	8.0

資料出所 総理府統計局「貯蓄動向調査」

また、保有している金融資産の内容でも、通貨性預金の割合にはあまり変化がないが、定期性預金の割合は漸増しているなどの有利な選択の進行がみられる(第7表)。

つぎに、これらの状況を年間収入5分位階級別に38年と43年の対比でみると、まず、黒字の処分面では、土地、家屋購入割合の増加は中、高所得層で著しいものがある(第8表)。これに伴い持ち家比率は高所得層ほど急激に高まってきており、低所得層ではむしろ低下してきている(第2図)。しかし、高所得層においては負債の増加テンポが社内貸付を中心にして大幅であり土地、家屋購入資金のかかなりの部分を借入れに依存しているものと思われる(第9表)。

さらに、保有貯蓄の面では貯蓄から負債を差引いた額の所得階層間格差は急速に縮小しているものの、収入面に比べると格差はかなり大きい。また、貯蓄の内容においても、通貨性預金から定期性預金への移行は各階層でみられるが、低所得層では生命保険の割合がかなり高く、有価証券の保有割合は格段に低いことなど質の点で差がある。

第8表 年間収入5分位階級別黒字内容の変化

第8表 年間収入5分位階級別黒字内容の変化

(全国、勤労者世帯)

(単位 %)

項 目	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ		Ⅴ	
	昭和 38年	43年	38年	43年	38年	43年	38年	43年	38年	43年
黒 字	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
貯 蓄	57.9	62.9	63.4	67.1	61.3	57.9	63.0	68.0	64.3	71.3
(貯 金)	28.7	31.7	40.4	40.8	41.5	37.1	42.1	48.9	46.5	55.4
(保 険)	29.2	31.2	23.0	26.3	19.8	20.8	20.9	19.1	17.8	15.9
借金・月賦 掛買払い	17.7	16.0	21.4	13.5	23.2	7.2	18.7	5.4	16.2	10.4
有価証券購 入	1.0	0.8	0.5	1.4	3.1	2.0	3.9	1.1	8.8	0.3
財 産 購 入	-5.2	2.6	0.1	6.3	0.1	22.0	0.6	15.8	3.2	11.1
繰越・その 他	28.6	17.7	14.6	11.7	12.3	10.9	13.8	9.7	7.5	6.9
黒 字 率	9.0	12.5	14.1	16.4	15.3	17.3	15.9	18.1	16.6	21.2

資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注) 年間収入5分位階級とは、全集計世帯を年間収入の低いものから高いものへと順にならべて5等分した階級を指し、年間収入の低いものから第Ⅰ、Ⅱ、……Ⅴ階級としている。

第9表 年間収入5分位階級別貯蓄と負債の保有内容の変化

第9表 年間収入5分位階級別貯蓄と負債の保有内容の変化

(全国, 勤労者世帯)

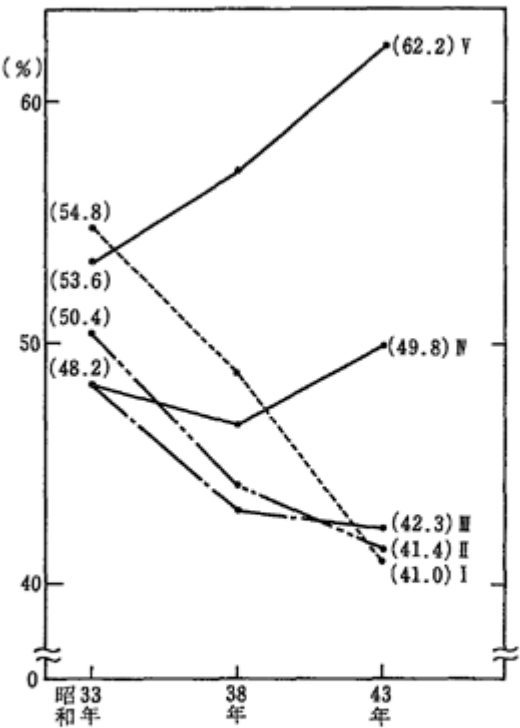
(単位 千円, %)

項 目	I			II			III			IV			V		
	34年	38年	43年	34年	38年	43年	34年	38年	43年	34年	38年	43年	34年	38年	43年
実 額	59.5	134.5	326.7	124.4	261.8	591.3	185.9	351.5	733.5	260.8	538.6	1,014.7	748.8	1,249.4	1,802.9
貯蓄 構成比	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
金融機関	100	95	95	100	88	94	100	89	91	100	93	90	100	91	92
通貨性預金	33	27	20	32	20	18	28	19	17	30	17	15	20	14	14
定期性預金	28	30	38	22	25	32	21	26	32	19	24	28	17	17	29
生命保険	30	31	30	28	29	29	28	29	28	26	25	25	15	18	20
有価証券	9	7	6	18	14	16	23	15	15	25	27	23	48	42	29
金融機関外	-	5	6	-	12	6	-	11	9	-	7	10	-	9	8
実 額	-	17.3	41.7	-	28.2	92.1	-	38.7	94.9	-	56.1	133.5	-	72.3	201.6
負債 構成比	-	100	100	-	100	100	-	100	100	-	100	100	-	100	100
金融機関	-	44	43	-	38	43	-	51	53	-	42	43	-	50	29
(住宅金融 公庫, 住 宅公園等)	-	20	15	-	16	21	-	29	17	-	24	27	-	22	13
金融機関外	-	56	57	-	62	57	-	49	47	-	58	57	-	51	71
(社内貸付)	-	21	24	-	26	34	-	20	36	-	39	45	-	40	65
(月賦・年 賦)	-	23	20	-	13	15	-	20	7	-	7	8	-	5	5
(貯蓄 - 負債) 格 差	-	10	18	-	20	31	-	27	40	-	41	55	-	100	100
収入 格 差	-	27	30	-	39	43	-	48	51	-	60	65	-	100	100

資料出所 総理府統計局「貯蓄動向調査」

第2図 年間収入5分位階級別持ち家比率

第 2 図 年間収入 5 分位階級別持ち家
比率
(全国，雇用者・役員)



資料出所 総理府統計局「住宅統計調査」
(注) 年間収入 5 分位階級については
第 8 表(注)参照。

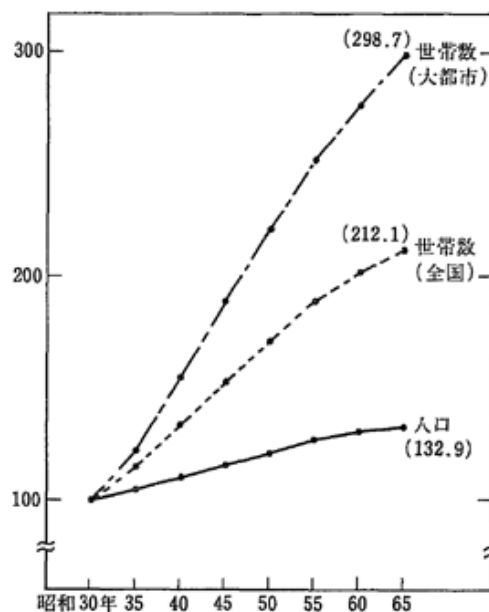
昭和44年労働経済の分析 参考資料

2 勤労者生活と住宅問題

勤労者の生活のなかで住宅問題は、子弟の教育問題、老後の生活設計などとならぶ重要問題の一つとなっている。とくに大都市およびその周辺においては、人口の急激な集中、核家族化現象の進展などにより住宅の需要が急増している一方、地価、建築費の高騰のため、その充足がいっそう困難になるなど、住宅問題は勤労者を中心として国民一般の重要関心事となっている。

また、今後の需要を考えると、大都市を中心に世帯数の増加が続くこと、老朽住宅のリプレース、核家族化の進展に伴う老後生活の場としての持ち家需要、生活水準の向上に伴う住宅の質の向上への欲求の強まり、さらには所得水準の向上に伴う住宅資産保有への志向も加わって、ここ当分の間は、住宅需要は大都市を中心に増加していくものと思われる(第1図、第1表)。

第1図 人口および世帯数の伸びの推移

第1図 人口および世帯数の伸びの推移
(昭和30年=100)

資料出所 厚生省人口問題研究所「全国都道府県別世帯数の将来推計」(1967年)

(注) 1) 世帯数は普通世帯数。

2) 大都市の世帯数は、東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の各都府県の世帯数の合計。

3) 30年、35年、40年は実績、45～65年は推計。

他方、供給の面をみると、経済成長とともに年年投資額、建設戸数とも着実に増加し、とくに民間投資を主体として近年の伸びはめざましく、国民総支出に占める住宅投資の比率も欧米の水準(アメリカ4.1%、イギリス3.6%、西ドイツ5.6%、いずれも1965年)を上回るまでになっている(第2表)。その結果、昭和43年には全国的にみれば住宅数が世帯数を上回り、また、居住水準も着実に向上している(第3表、第4表)。

しかし、逐次減少はしているものの、なお、大都市を中心に住宅難世帯(一定水準以下の狭小、過密居住、危険、修理不能または大修理を要する老朽住宅、同居、非住宅居住など)は360万世帯に達しており、とくに大都市地城でのそのが多い(第5表、第6表)。

また、意識の面から住宅の困窮状態(住宅に困っていると考えている世帯)をみても依然として困窮感は強いものがあるといえる(第7表)。

このような困窮意識は、一定水準以下の狭小、過密などの状態にある住宅難世帯で強いことはいうまでもないが、それに加えて、所得水準の向上につれて住宅の質の向上を望むようになる意識の面からも生じている。たとえば、東京都住宅局の調査によれば、所得水準が高くなるほど困窮世帯の比率が住宅難世帯の比率を上回る程度が大きくなっている(第2図)。

第1表 住宅に関する世論

第1表 住宅に関する世論						
(単位 %)						
項 目	全 国			東 京		
	昭和 42 年	43 年	44 年	42 年	43 年	44 年
(ふだんから不満に思っていること)						
住宅事情が悪い	14	15	14	27	30	30
(今後の生活充実の力点)						
子供の教育	33	31	29	26	23	26
貯 蓄	24	25	25	31	38	25
住 居 の 面	24	24	23	37	37	34
(政府に対する要望)						
住宅・宅地対策	-	-	11	-	-	28
物 価 対 策	-	-	28	-	-	18
減 税	-	-	14	-	-	14

資料出所 総理府広報室「国民生活に関する世論調査」

第2表 実質住宅投資額、国民総支出に対する住宅投資の比率、住宅新築戸数の推移

第2表 実質住宅投資額，国民総支出に対する住宅投資の比率，
住宅新築戸数の推移

年 度	国 内 住 宅 投 資 額			国民総支出	国民総支出に対する住宅投資の比率	住宅新築戸数
	民 間	政 府	合 計			
昭和26年度	十億円 236.0	十億円 23.4	十億円 259.4	十億円 9,461.1	% 2.7	千戸 219
27	329.9	27.8	357.7	10,692.5	3.3	237
28	344.4	41.0	385.4	11,541.6	3.3	261
29	395.3	42.4	437.7	11,810.5	3.7	241
30	425.7	45.5	471.2	13,156.4	3.6	279
31	480.5	54.0	534.5	14,051.0	3.8	304
32	540.3	53.7	594.0	15,211.7	3.9	321
33	587.9	69.8	657.7	16,083.4	4.1	345
34	699.3	65.0	764.3	17,966.1	4.3	382
35	838.1	61.3	899.4	20,348.3	4.4	453
36	913.3	73.8	987.1	23,275.1	4.2	543
37	1,029.0	98.3	1,127.3	24,609.5	4.6	603
38	1,317.2	96.0	1,413.2	27,763.6	5.1	720
39	1,595.4	108.7	1,704.1	30,643.6	5.6	765
40	1,867.4	137.9	2,005.3	32,294.5	6.2	845
41	2,022.3	143.3	2,165.6	35,990.1	6.0	881
42	2,398.2	152.9	2,551.1	40,668.5	6.3	1,042
43	2,723.0	185.1	2,908.1	46,298.7	6.3	1,214

資料出所 経済企画庁「国民所得年報」(昭和45年版)，建設省「建築動態統計年(月)報」

(注) 住宅投資額は，実質(昭和40年歴年価格)投資額である。

第3表 住宅数および世帯数の推移

第3表 住宅数および世帯数の推移

項 目	昭和23年	33年	38年	43年	増 加 率 (%)		
					昭和23～33年	33～38年	38～43年
住 宅 数 (千戸)	13,848	17,934	21,090	25,591	29.5	17.6	21.3
世 帯 数 (千世帯)	15,467	18,647	21,502	24,920	19.4	15.3	15.9

資料出所 総理府統計局「住宅統計調査」

第4表 居住水準の推移

第 4 表 居住水準の推移

居 住 条 件		昭 和 33 年	38 年	43 年
1戸当り平均室数(室) (全国)		3.6	3.82	3.84
1戸当り平均畳数 (畳)	全 国	20.7	21.76	22.04
	市 部	18.6	19.51	19.93
	郡 部	24.3	26.55	27.65
	東京都区部	14.7	15.14	15.08
	大 阪 市	13.8	14.41	14.96
1人当り平均畳数 (畳)	全 国	4.1	4.91	5.56
	市 部	-	4.57	5.22
	郡 部	-	5.54	6.35
	東京都区部	3.0	3.87	4.39
	大 阪 市	3.2	3.69	4.20

資料出所 総理府統計局「住宅統計調査」

(注) 33年は東京都区部は東京都全域、大阪市は大阪府の数字である。

第5表 要因別住宅難世帯数

第 5 表 要因別住宅難世帯数

要 因	昭 和 38 年		43 年		38～43年増減 (△は減少)	
	実 数	構成比	実 数	構成比	増 減 数	増 減 率
① 非住宅居住世帯	千世帯 143.0	% 3.3	千世帯 176.4	% 4.9	千世帯 33.4	% 23.5
② 同居世帯	596.0	13.8	312.7	8.7	△ 283.3	△ 47.5
③ 老朽住宅居住世帯	436.4	10.1	278.4	7.7	△ 158.0	△ 36.2
④ 狭小過密居住世帯 (9畳未満2人以上) (12畳未満4人以上)	3,131.4	72.8	2,834.3	78.7	△ 297.1	△ 9.5
合 計	4,306.8	100.0	3,601.8	100.0	△ 705.0	△ 16.4

資料出所 総理府統計局「住宅統計調査」により建設省の推計したもの。

(注) 住宅難世帯数の要因別内訳のうち、③および④は相互に重複分が含まれているがその量は住宅難世帯合計数の約1%とみられる。

第6表 地域別住宅難世帯数

第6表 地域別住宅難世帯数

地 域 名	昭 和 38 年				43 年				増 減 率 (B')-(B) (B) △は減少
	普 通 世帯数 (A)	住宅難 世帯数 (B)	同左地 域別構 成比 (B)/(A)	住 宅 率 (B)/(A)	普 通 世帯数 (A')	住宅難 世帯数 (B')	同左地 域別構 成比 (B')/(A')	住 宅 率 (B')/(A')	
	千世帯	千世帯	%	%	千世帯	千世帯	%	%	
南 関 東 (東京・神奈川・ 埼玉・千葉)	4,564	1,361	31.6	29.8	5,903	1,345	37.3	22.8	△ 12.0
東 海 (静岡・愛知・ 三重・岐阜)	2,233	340	7.9	15.2	2,630	289	8.0	11.0	△ 15.0
近 畿 臨 海 (大阪・兵庫・ 和歌山)	2,593	667	15.5	25.7	3,270	625	17.4	19.1	△ 6.3
近 畿 内 陸 (京都・滋賀・ 奈良)	808	137	3.2	16.9	916	101	2.8	11.0	△ 26.3
小 計	10,198	2,505	58.2	24.6	12,719	2,360	65.5	18.6	△ 5.8
そ の 他 の 地 域	10,913	1,801	41.8	16.5	11,967	1,241	34.5	10.4	△ 31.1
全 国	21,111	4,307	100.0	20.4	24,686	3,602	100.0	14.6	△ 16.4

資料出所 総理府統計局「住宅統計調査」により建設省が推計したもの。

第7表 住宅困窮程度別世帯数

第7表 住宅困窮程度別世帯数 (昭和43年)

(単位 百世帯)

区 分	合 計	住 宅 の 困 窮 程 度				
		満足してい る	さしあたり 困っていない	困っている 点がある	何とかしな ければなら ないほど困 っている	不 明
全 国	234,305 (100.0)	49,285 (21.0)	97,290 (41.5)	68,770 (29.4)	17,810 (7.6)	1,150 (0.5)
市 部	171,680 (100.0)	34,100 (19.9)	71,195 (41.5)	52,170 (30.4)	13,415 (7.8)	800 (0.5)
東 京 圏	54,740 (100.0)	9,530 (17.4)	22,175 (40.5)	18,125 (33.1)	4,595 (8.4)	315 (0.6)
大 阪 圏	33,010 (100.0)	5,615 (17.0)	14,030 (42.5)	10,420 (31.6)	2,750 (8.3)	195 (0.6)

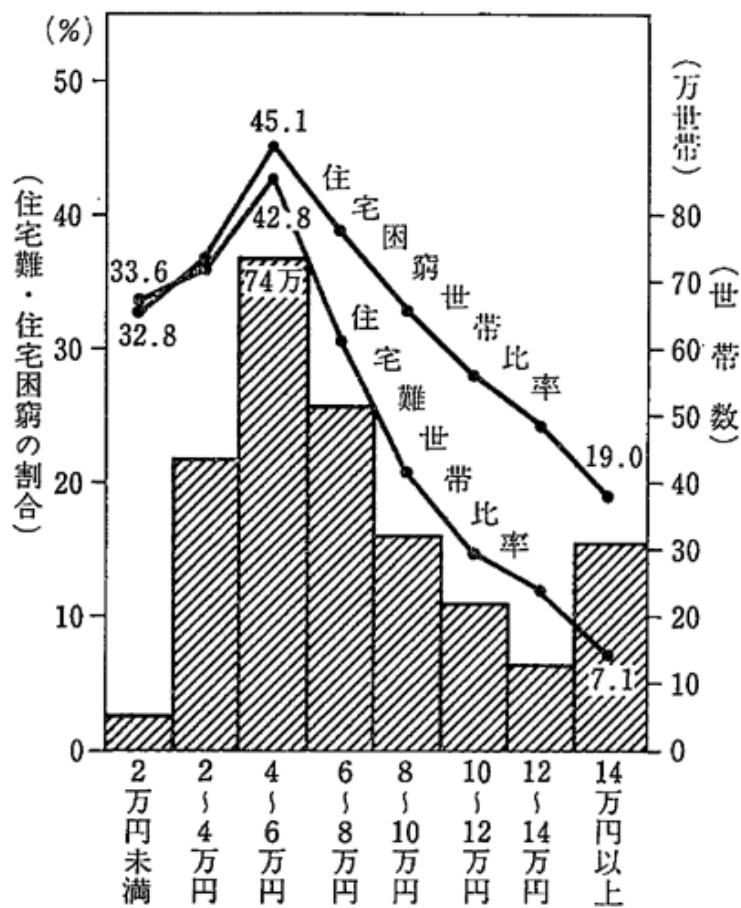
資料出所 建設省住宅局「住宅需要実態調査結果報告」

- (注) 1) 東京圏とは埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県の地域。
 2) 大阪圏とは京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県の地域。
 3) ()内は構成比。

さらに, 勤労者にとっては居住水準以外にも通勤が重要な問題になっている。いわゆる通勤難については徐々に改善のきざしをみせているものの, 長距離通勤, ラッシュ時の混雑等は依然として勤労者に大きな負担となっている。東京周辺について雇用者が世帯主である持ち家について, その入居時期別に通勤時間の分布をみると, 通勤時間の長いものがしだいにふえている(第8表)。

第2図 収入階級別世帯数および住宅難, 住宅困窮の比率

第2図 収入階級別世帯数および住宅難・住宅困窮の比率
(東京都)



資料出所 東京都住宅局「東京都住宅需要実態調査結果」

(注) 1) 住宅困窮世帯とは、住宅について「①満足している」、「②さしあたり困っていない」、「③困っている点がある」、「④何とかしなければならぬほど困っている」のいずれに該当するかの質問に対し、③又は④と回答した世帯をいう。

2) 住宅難世帯とは、次の住宅難要因のいずれかに該当する普通世帯をいう。

- ① 住宅でない建物に居住している。
- ② 主世帯でない世帯が主世帯の住宅内に居住している。
- ③ 腐朽破損の程度が「大修理を要する」、「危険または修理不能」の住宅に居住している。
- ④ 世帯の使用する居住室の畳数が9畳未満に2人以上、または、12畳未満に4人以上居住している。

以上のように住宅難世帯、住宅困窮世帯は生活水準の一般的向上にかかわらず、依然としてかなりの割合を示しており、通勤問題を含めて住宅問題は勤労者生活の改善の面で大きくとり残されている。

このような勤労者の住宅難は、勤労意欲の減退など企業にとっても大きな問題となっている。たとえば、東京商工会議所の調査によれば、80%以上の企業においてその従業員が多かれ少なかれ住宅に困窮しており、それは生産性や勤労意欲などの面で障害となっているほか、労務費の増大、労使関係の不安定といった面にも影響している。

さらに住宅問題は従業員の採用および定着の面にも関係をもっており、企業は従来以上に従業員の住宅問題に関心と努力を払わざるをえなくなっている(第9表,第10表,第11表)。

企業の住宅援助制度をみると、現状では給与住宅などのように福利厚生施設の充実といった観点からの住宅対策の占めるウェイトが高いが、土地の確保難、建設費の上昇など給与住宅の建設がむずかしくなっていること、従業員の持ち家志向が強まっていること、企業の住宅援助に対する税制上の優遇措置が設けられるようになったことなどの理由により今後はしだいに持ち家援助制度に重点が移っていく傾向にある(第12表,第13表)。

第8表 入居時期別持ち家世帯主の通勤時間別世帯数割合

第 8 表 入居時期別持ち家世帯主の通勤時間別世帯数割合

(埼玉県,千葉県,神奈川県)

入居時期	平均通勤時間	通 勤 時 間 (構成比%)								
		合 計	0 分	1～14分	15～29分	30～44分	45～59分	60～89分	90～119分	120分以上
終 戦 前	41分	100.0	5.2	17.8	19.0	19.3	5.7	18.6	9.4	4.6
終戦時～昭和30年	46	100.0	3.6	13.5	15.6	19.8	8.1	24.3	11.1	3.7
31～35年	50	100.0	2.7	11.2	13.6	17.3	9.2	29.3	13.1	3.6
36～40年	55	100.0	2.4	10.8	11.9	14.5	7.4	30.7	18.0	4.1
41～43年 9月	59	100.0	1.8	8.9	10.2	13.1	7.2	32.6	21.6	4.4

資料出所 総理府統計局「住宅統計調査」

第9表 従業員の住宅困窮状況

第 9 表 従業員の住宅困窮状況

(単位 %)

項	目	比 率
困窮程度	困っている者が少しいる	40.7
	かなりいる	36.8
	非常に多い	5.4
	ほとんどいない	11.2
	把握困難	3.1
	無回答, その他	2.8
困窮の上位3位の内訳	高家賃借家居住	37.1
	狭少過密居住	22.2
	遠距離通勤地居住	18.5

資料出所 東京商工会議所「勤労者住宅問題の現況と今後の方向等に関する調査」
(昭和44年7月)

(注) 比率は調査回答企業を100としたもの。

第10表 従業員に住宅困窮者がいる場合の影響

第 10 表 従業員に住宅困窮者がいる場合の影響 (単位 %)

項 目		比 率
企業経営全体からみて	通勤費負担による労務費の増大	20.7
	寮，社宅等をふやすための福利厚生費の増大	19.2
	勤労意欲の減退	15.2
	住宅費負担増大のため賃上げ要求と労使関係の不安定	14.6
	労働生産性の低下等（羅病者，欠勤者，遅刻者の増大を含む。）	30.2
生産性・勤労意欲等の面に対する影響	非常に影響がある	2.5
	かなり影響がある	18.1
	少し影響がある	32.7
	ほとんど影響はない	21.2
	把握困難	25.1
	その他	0.4

資料出所 東京商工会議所「勤労者住宅問題の現況と今後の方向等に関する調査」
(昭和 44 年 7 月)
(注) 比率は調査回答企業を 100 としたもの。

第11表 住宅諸事情の雇用面へ及ぼす影響

第 11 表 住宅諸事情の雇用面へ及ぼす影響 (単位 %)

項 目	採 用 面	定 着 面
非常に影響がある	4.8	2.8
かなり影響がある	19.8	13.0
少し影響がある	28.0	28.5
ほとんど影響なし	24.7	33.6
把握困難	7.9	8.3
無回答，その他	14.8	13.8

資料出所 東京商工会議所「勤労者住宅問題の現況と今後の方向等に関する調査」
(昭和 44 年 7 月)
(注) 調査回答企業を 100 とした比率。

第12表 企業の住宅援助制度の実施状況

第12表 企業の住宅援助制度の実施状況

(単位 %)

計	住宅援助制度あり			住宅援助制度なし
	小計	給与住宅	持ち家援助制度	
100.0	81.3	70.1	50.2	18.7

資料出所 労働省「勤労者持家意識等実態調査」

(注) 1) それぞれ調査対象事業所に対する実施事業所の比率。

2) 小計は、給与住宅、持ち家援助制度のいずれか、または両方とも実施している事業所を示す。

現在、企業が実施している持ち家援助制度は住宅資金融資および住宅資金積立て制度がその大宗となっているが、これらの制度の利用状況をみても、持ち家援助に対する企業の積極的な姿勢がうかがえる(第14表、第15表、第16表、第17表)。

なお、銀行などによる住宅ローンなどの最近における急速な拡大が持ち家実現の大きな推進力となってきているが、そのうち銀行による信用供与状況は貸出し件数、1件当り貸出し金額とも急速な伸びを示している(第18表)。

第13表 今後の住宅援助制度の重点

第13表 今後の住宅援助制度の重点

(単位 %)

項	目	給与住宅	持ち家援助	併用
現在とくに重点を置いているもの		46	37	17
将来重点を置こうと考えているもの		26	57	17

資料出所 労働省「勤労者持家意識等実態調査」

(注) 援助制度実施事業所を100とした比率。

第14表 持ち家援助制度の内容

第14表 持ち家援助制度の内容

(単位 %)

持ち家援助制度 実施事業所	持ち家援助制度の内容						
	住宅資金 融 資	住宅資金 積 立	住宅分譲	宅地分譲	給与住宅 の払下げ	利子補給	そ の 他
100.0	93.8	51.5	9.0	17.4	14.0	4.9	10.6
(50.2)	(47.1)	(25.9)	(4.5)	(8.7)	(7.0)	(2.5)	(5.3)

資料出所 労働省「勤労者持家意識等実態調査」

(注) 1) ()内は調査事業所に対する実施事業所の比率。

2) その他には、「住宅相談・あつ旋」、「金融機関との信託契約による積立て融資」、「金融機関融資に対する会社保証」、「持ち家借上げ制度」等を含む。

第15表 住宅資金融資制度の利用状況

第15表 住宅資金融資制度の利用状況

貸付けの最高額	100万円以下	31.5%
	101～200万円	23.9%
	201～300万円	12.6%
	301～400万円	6.2%
	401～500万円	5.9%
	501万円以上	2.7%
平均償還年数		11.8年
貸付開始年	昭和30年以前	15.9%
	31～35年	13.4%
	36～40年	35.3%
	41年以後	24.3%
	不明	12.1%

資料出所 日本住宅協会「企業の従業員に対する住宅対策に関するアンケート調査結果報告」(44年10月)

第16表 住宅資金積立て制度の利用状況

第16表 住宅資金積立て制度の利用状況

(単位 %)

項 目	実 施 率	預 金 利 率
計(社内預金実施企業)	100.0	-
普通預金	78.9	7.64
定期預金	26.9	8.75
一般積立預金	8.7	8.28
住宅積立預金	52.6	9.07

資料出所 東京商工会議所「社内預金に関するアンケート調査」(昭和43年7月)

(注) 社内預金の実施企業は調査対象企業の43%。

第17表 積立ての限度額

第17表 積立ての限度額

(単位 %)

50万円未満	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～300万円	300万円以上
3.2	11.3	21.8	15.3	21.8	26.6

資料出所 日本経営者団体連盟調べ

(注) 平均積立て現在高は26万円。

第18表 住宅信用供与状況

第18表 住宅信用供与状況

期 間	新 規 貸 出			期 末 残 高	
	件 数	金 額	1件当り 金 額	件 数	金 額
	千件	百万円	千円	千件	百万円
昭和41年 1～6月	18.1	17,480	966	50.8	38,298
7～12月	27.9	30,160	1,081	67.1	56,689
42年 1～6月	31.3	37,665	1,203	85.7	80,165
7～12月	40.3	53,747	1,334	111.8	115,522
43年 1～6月	42.7	63,181	1,480	138.0	157,909
7～12月	55.3	83,418	1,508	176.6	216,374
44年 1～6月	54.5	92,939	1,705	201.7	275,408
7～12月	83.4	147,899	1,773	266.5	378,768

資料出所 日本銀行「経済統計月報」

(注) 都市銀行，地方銀行，信託銀行，長期信用銀行の合計である。

以上のような企業の持ち家援助制度の充実、銀行等の住宅ローンの普及などにより勤労者の持ち家取得がすすんでいるが、労働省の「勤労者持家意識等実態調査」(44年1月)の東京圏についての再集計結果によりその状況の変化をみてみよう。

まず、持ち家の取得費用は、35～37年の182万円から41～43年の375万円(43年のみでは413万円)と著しく増加しており、勤労者の平均年収(家計調査)に対する倍率も3.4倍から3.9倍へと上昇している(第19表)。

また、持ち家取得に要した負債の状況をみると、35～37年には負債なしの世帯が3割近くあったのに対して、41～43年は1割を割っており、取得金額に占める負債の割合は42%から60%へと大幅に上昇し、負債の額も約3倍の220万円に達している(第3図)。

第19表 住宅の平均取得年齢、取得金額、負債総額、返済期間の推移

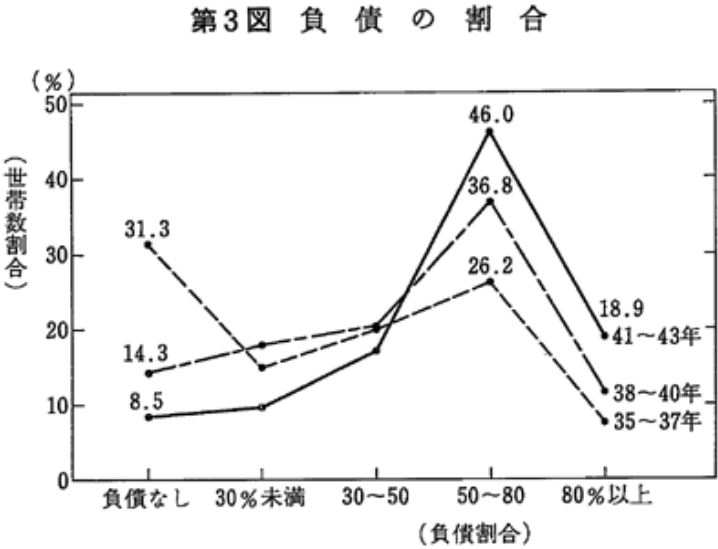
第 19 表 住宅の平均取得年齢，取得金額，負債総額，返済期間の推移

項	目	取得年齢	取得金額	負債総額	返済期間	負債世帯割合
		歳	万円	万円	年	%
昭和35～37年	新築建売	34.2	186.0	72.6	12.8	62.7
	分譲	39.5	147.5	100.5	13.4	100.0
	計	34.7	182.2	76.6	12.9	66.3
38～40年	新築建売	34.0	231.9	118.2	12.8	85.9
	分譲	37.3	253.3	160.4	16.8	100.0
	計	34.2	233.2	121.0	13.1	86.8
41～43年	新築建売	37.3	384.1	217.6	13.0	88.7
	分譲	36.0	329.7	247.5	22.3	100.0
	計	37.1	374.7	223.2	14.8	90.6

資料出所 労働省「勤労者持家意識等実態調査」を東京都，千葉県，埼玉県，神奈川県について再集計したもの。

- (注) 1) 負債総額，返済期間は負債のある世帯のみの平均。
2) 負債世帯割合は負債のある世帯の持ち家取得全世帯に対する割合。
3) 分譲は公社公団によるもののみである。

第3図 負債の割合



資料出所 労働省「勤労者持家意識等実態調査」

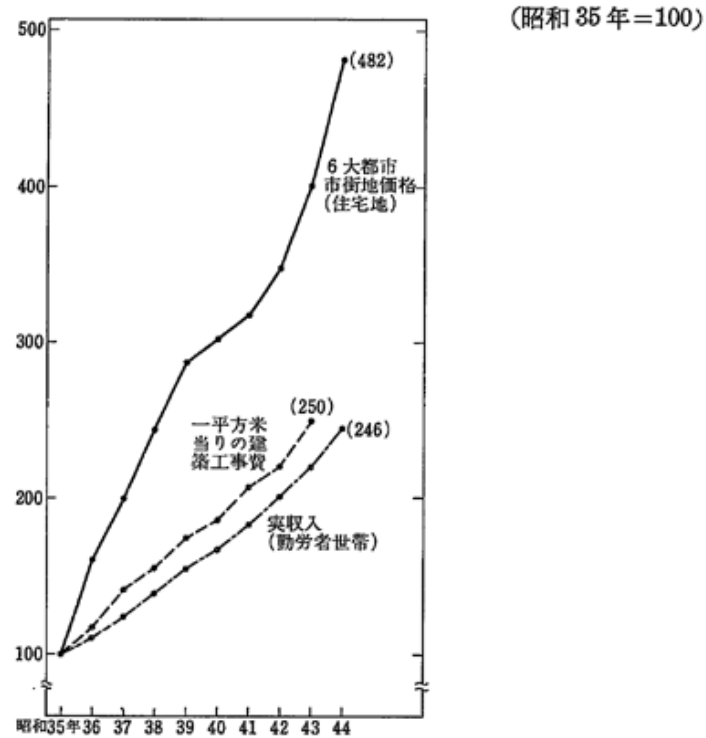
(注) 取得金額に対する負債金額の割合。

これらの事情は、企業の持ち家援助制度、金融機関の住宅ローンなどが拡大してきたことも影響していようが、近年の土地価格および建築費の上昇により取得費がしだいに高額となり、住宅取得にあたって借入金に依存せざるをえなくなっていることも見逃せない(第4図)。とくに、地価の上昇が急激であることが借入金依存を強めていると思われ、住宅取得金額に占める土地費用の割合が年年大きくなっている反面、取得した住宅の面積はいずれの期間も33～66m²が多く、居住水準の改善がすすんでいるとはいいい難い(第5図、第6図)。

最近では所得水準の向上に加えて、住宅貯蓄減税などの政府の各種施策、企業の援助、消費者信用の発達などがあって高所得層の方から徐々に持ち家の実現してきているが、地価の高騰など持ち家実現を困難とする要因もあり、住宅問題の解決にはなおいっそうの施策の充実を必要としよう。

第4図 土地価格・建築工事費および実収入の推移

第4図 土地価格・建築工事費および実収入の推移

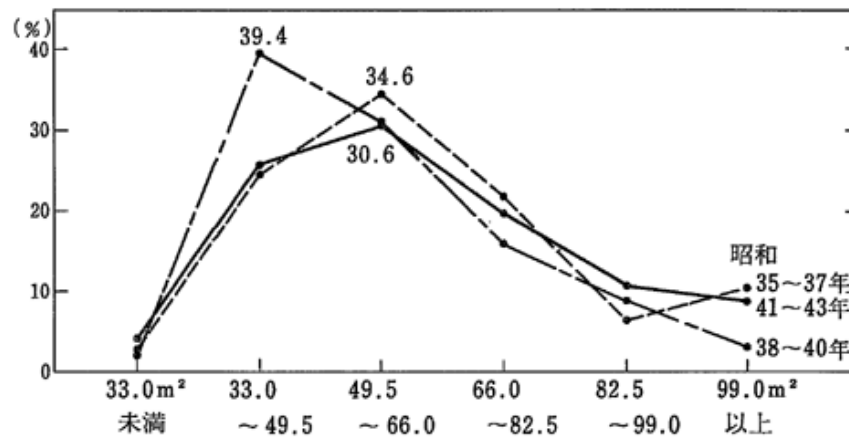


資料出所 日本不動産研究所「市街地価格指数」、建設省「建築統計年報」、総理府統計局「家計調査」

(注) 土地価格については35年9月=100, 以下毎年9月の価格。

第5図 土地費用の割合

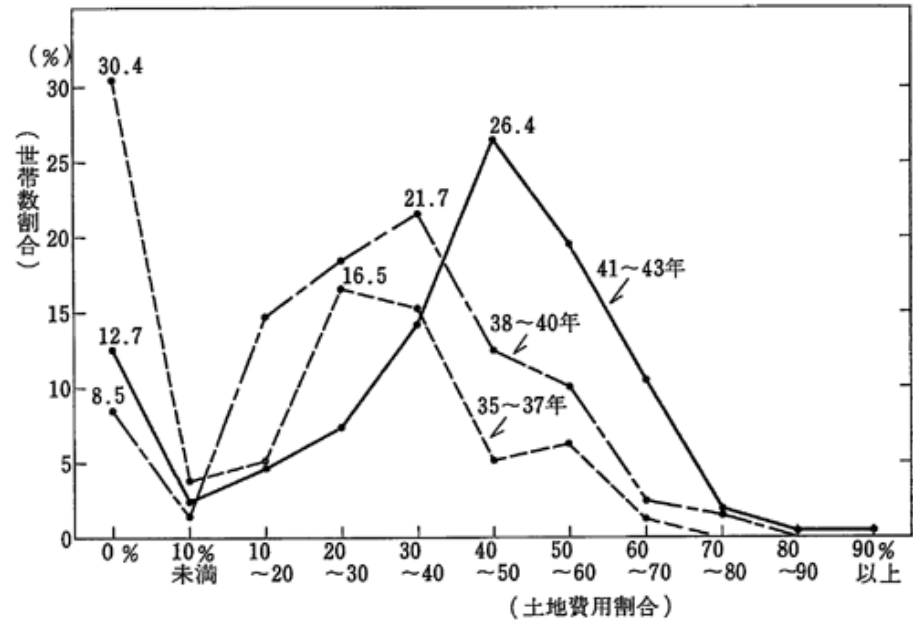
第5図 土地費用の割合



資料出所 労働省「勤労者持家意識等実態調査」

第6図 住宅の広さの割合

第 6 図 住宅の広さの割合



資料出所 労働省「勤労者持家意識等実態調査」

昭和44年労働経済の分析 参考資料

3 最近における小零細経営就業者の増加とその内容

(1) 規模別にみた就業者の動向

昭和30年代における規模別就業者構成の変化の大きな特徴は、新規就業者の就業分野の大規模への集中と、小零細経営における過剰就業者の中規模、大規模事業所など、より近代的分野への流出によって小零細経営の就業者の比重が急速に減少したことである。しかし、30年代末から40年代前半にかけては、その傾向が変わって、小零細経営の就業者が再び根強い増加を示しはじめた。「事業所統計調査」によると、35～38年に比べて38年以降規模10人未満の小零細経営就業者の増加が大きくなる傾向がみられる(第1表)。

このような小零細経営就業者の増加は、製造業など第2次産業部門で顕著で、これには小零細自営業主および家族従業者の増加による面と、小零細企業での雇用者の増加による面とがある。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

3 最近における小零細経営就業者の増加とその内容
(2) 小零細自営業主および家族従業者の増加の内容

非農林業における自営業主および家族従業者は30年代を通じて減少ぎみであったため、従業上の地位別の就業者構成は自営業主および家族従業者の比重が一貫して低下し、雇用者の比重が増加する傾向が続いていた。しかし、40年代にはいつてから、自営業主、家族従業者が雇用者の伸びを上回って増加するようになり、その比重が再び高まってきた(第2表)。これを産業別にみると、自営業主の伸びは製造業でとびぬけて大きく、なかでも金属機械関連など重工業分野での増加(32%増)が大幅である。家族従業者は、建設業(51%増)、サービス業(34%増)、卸売小売業(33%増)で大幅に増加しているが、製造業(32%増)でもその増加が大きい(第3表)。製造業における自営業主の増加は主として従業員5人未満の零細自営業主の増加を反映するものである(第4表)。

第1表 従業者規模別従業員数(自営,家従,雇用者を含む)の増減率

産 業・年		計	従業員 1～4人	5～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
非 農 林 業	昭和 35～38年	17.6	7.9	11.2	20.6	29.3	26.8	15.2
	38～41年	14.1	6.7	18.7	20.1	19.4	17.7	5.1
	41～44年	12.4	9.3	12.6	10.7	11.6	15.1	17.1
製 造 業	昭和 35～38年	16.9	10.7	7.4	13.3	19.1	21.6	19.9
	38～41年	7.9	5.4	13.5	11.1	9.1	9.2	5.2
	41～44年	10.7	13.5	9.1	6.2	7.6	11.5	14.0

資料出所 総理府統計局「事業所統計調査」

このような零細経営就業者の増加の主な理由は、高度経済成長の下での需要の増大、新しい需要の発生によって小零細経営の存立しつる分野が拡大したこと、労働力不足の深刻化に伴い内職や家族労働による家庭婦人層の活用がすすんできたことである(第5表)。自営業主、家族従業者の最近の増加の内容をみると、「仕事の主」である本来的な業主層もふえてはいるものの、40～43年の増加数のなかでは「仕事に従」なものが自営業主増加分の59%、家族従業者増加分の74%と比重が高く、また、そのほとんどが女子となっている(第6表)。年齢別にみると、自営業主は比較的若年層で、家族従業者は中、高年層での増加が大きい、女子の自営業主の約6割が内職者である(第7表、第8表)。

第2表 非農林業就業者の従業上の地位別構成比および増減率

第2表 非農林業就業者の従業上の地位別構成比および増減率

(単位 %)

項 目		就 業 者		自 営 業 主		家 族 従 業 者		自 営 + 家 従		雇 用 者	
構 成 比	昭和30年	100.0(2,612)		20.6		14.2		34.8		62.3	
	35年	100.0(3,164)		17.4		10.7		28.1		73.5	
	40年	100.0(3,684)		14.8		8.7		23.5		76.5	
	42年	100.0(3,951)		14.4		8.3		22.7		77.3	
	44年	100.0(4,142)		14.8		8.6		23.4		76.6	
増	昭和 30～35年	(年率)	3.9	0.5	△	1.8	△	0.5	6.9		
	35～40年	(年率)	3.1	△	0.2	△	1.0	△	0.5	4.4	
減	昭和 40～41年		3.7	2.2		0.3		1.5	4.3		
	41～42年		3.4	5.4		4.6		5.1	2.9		
率	42～43年		3.0	1.9		4.1		2.7	2.9		
	43～44年		1.8	2.5		0.9		1.9	1.8		

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(注) ()内は実数で単位万人。

第3表 製造業の重,化,軽工業別,自営業主,家族従業者の構成比および増減率

第3表 製造業の重,化,軽工業別,自営業主,家族従業者の構成比および増減率

(単位 %)

項 目		自 営 業 主				家 族 従 業 者			
		計	軽工業	化学工業	重工業	計	軽工業	化学工業	重工業
構 成 比	昭和31年	100.0 (814)	76.8	10.0	13.3	100.0 (442)	83.2	7.5	9.3
	34年	100.0 (788)	75.6	10.0	14.3	100.0 (409)	80.4	8.1	11.5
	37年	100.0 (782)	73.5	9.5	17.0	100.0 (449)	78.8	6.5	14.7
	40年	100.0 (897)	72.2	8.4	19.5	100.0 (493)	78.7	5.7	15.6
	43年	100.0 (1,206)	71.3	8.2	20.5	100.0 (650)	76.4	5.8	17.8
増 減 率	昭和 31～34年	△ 3.2	△ 4.6	△ 2.5	4.6	△ 7.5	△ 10.6	0.0	14.6
	34～37年	△ 0.8	△ 3.5	△ 6.3	17.7	9.8	7.6	△ 12.1	40.4
	37～40年	14.7	12.5	1.4	31.6	9.8	9.6	△ 3.4	16.7
	40～43年	34.4	32.9	32.0	41.4	31.8	27.8	35.7	50.6

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

(注) ()内は実数で単位千人。

第4表 従業者規模別自営業主の増減率

第4表 従業者規模別自営業主の増減率		(単位 %)		
産 業 ・ 年	従業員 1 ～ 4 人	5 ～ 9 人	10 人 以 上	
非 農 林 業	昭和31～34年	△ 0.1	17.1	34.2
	34～37年	△ 3.5	66	16.0
	37～40年	4.4	15.6	5.7
	40～43年	14.4	21.1	13.1
製 造 業	31～34年	△ 5.8	10.5	20.0
	34～37年	△ 1.5	3.2	4.8
	37～40年	15.9	11.2	2.3
	40～43年	39.7	10.1	4.4

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

第5表 規模別にみた労働力の不足対策

第5表 規模別にみた労働力の不足対策		(単位 %)					
従業員規模	機械化による労働力の節約	中高年齢者、心身障害者の採用	パートタイマー、アルバイトの活用	下請、外注の活用	作業方法、販賣方法の改善	女子による代替	家族労働の採用
計	68.7 (9.6)	29.2 (9.0)	27.8 (6.2)	45.6 (14.4)	33.2 (5.7)	17.3 (5.7)	21.7 (14.5)
1 ～ 4 人	47.0	14.9	13.7	24.2	16.8	10.4	53.9
5 ～ 9 人	57.1	15.9	21.6	33.2	26.9	16.7	45.8
10 ～ 29 人	66.2	13.9	23.6	42.7	31.5	18.1	23.0
30 ～ 99 人	77.6	10.3	33.5	54.8	39.7	18.4	7.1
100 ～ 300 人	82.6	7.9	44.9	60.9	40.7	17.4	3.6

資料出所 全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」(昭和44年6月15日現在)

- (注) 1) 比率は回答事業所数 = 100 として算出した。
 2) ()内は対前年増加率。
 3) 労働力不足対策のうち、主なものを掲げた。

第6表 自営業主、家族従業者の増加に対する男女別就業状態別寄与率

第6表 自営業主、家族従業者の増加に対する男女別

就業状態別寄与率(非農林業)

項 目	自 営 業 主				家 族 従 業 者			
	昭和37～40年		40 ～ 43 年		昭和37～40年		40 ～ 43 年	
	増加数	寄与率	増加数	寄与率	増加数	寄与率	増加数	寄与率
男 女 計	千人 248	% 100.0	千人 748	% 100.0	千人 103	% 100.0	千人 690	% 100.0
(うち) 仕事が主な者	222	89.5	310	41.4	52	50.5	181	26.2
仕事に従な者	26	10.5	438	58.6	51	49.5	509	73.8
男 子	168	67.7	283	37.8	△ 39 △	37.9	109	15.8
(うち) 仕事が主な者	171	69.0	262	35.7	△ 40 △	38.8	87	12.6
仕事に従な者	△ 3 △	1.2	16	2.1	1	1.0	22	3.2
女 子	81	32.7	464	62.0	142	137.9	581	84.2
(うち) 仕事が主な者	51	20.6	42	5.6	93	90.3	83	12.0
仕事に従な者	30	12.1	422	56.4	49	47.6	498	72.2

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

第7表 性、年齢階級別自営業主、家族従業者数および増減率

第7表 性、年齢階級別自営業主、家族従業者数および増減率
(非農林業)

項 目	自 営 業 主				家 族 従 業 者			
	計	15～ 34歳	35～ 54歳	55歳 以上	計	15～ 34歳	35～ 54歳	55歳 以上
合 計								
昭和40年 (千人)	4,932	1,194	2,446	1,294	2,163	1,204	749	209
43年 (千人)	5,680	1,419	2,792	1,470	2,853	1,476	1,038	339
43年/40年 (%)	15.2	18.8	14.1	13.6	31.9	22.6	38.6	62.2
男 子								
昭和40年 (千人)	3,602	880	1,735	1,007	723	601	85	37
43年 (千人)	3,905	941	1,873	1,090	832	669	102	60
43年/40年 (%)	7.8	6.9	8.0	1.9	15.1	11.3	20.0	62.2
女 子								
昭和40年 (千人)	1,311	312	711	287	1,440	603	665	172
43年 (千人)	1,775	477	919	379	2,021	807	936	278
43年/40年 (%)	35.4	43.3	29.3	32.1	40.3	33.8	40.8	61.6

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

第8表 「仕事に従」の自営業主の年齢別増加率と内職者比率

第8表 「仕事に従」の自営業主の年齢別増加率と内職者比率
(非農林業, 女子)

項	目	計	39歳以下	40～64 歳	65歳以上
昭和40	年 実 数 (千人)	434	189	224	22
43	年 実 数 (千人)	856	439	374	45
	43年/40年 (%)	97.2	132.3	53.3	104.5
	自営業主のうち 内職者の割合, (43年), (%)	63.8	74.3	54.3	35.6

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

労働力不足の進展に伴って、家庭婦人などの女子への労働力需要が高まってきていることに対応して未就業の女子の就業希望者が増加し、なかでも自宅で内職を希望するもののがかなり多くみられる(第9表, 第10表)。これらの就業希望者の大部分は現に家事に従事しているものであって、家事の合理化による家事負担の軽減などを背景に「生活困難ではないがもつと家計収入を得たいから」、「余暇ができたから」、「学資、小づかいなどを得たいから」などを直接の動機として仕事を求めているものが多い。これらの一部にはパートタイマーとして雇用されるものもあるが、まだ、育児責任のある層や雇用者化しにくい層では、さしあたって自宅でできる内職を希望しているものが多い。

第9表 女子就業希望者の年齢, 希望する仕事の種類別構成比

第9表 女子就業希望者の年齢, 希望する仕事の種類別構成比

(単位 %)

年 齢	計	短時間勤 務で雇わ れたい	普通勤務 で雇われ たい	自分で仕 事をした い	自家営業 を手伝い たい	自宅で内 職をした い	その他
計	100.0(6,464)	30.4	11.3	3.6	5.0	42.8	6.9
15～24歳	100.0(1,388)	32.3	27.4	2.7	5.7	20.6	11.3
25～39歳	100.0(3,281)	31.6	7.3	4.0	3.8	48.6	4.7
40～54歳	100.0(1,257)	31.3	6.8	3.8	5.1	46.2	6.6
55歳以上	100.0 (537)	16.2	4.3	2.6	11.0	56.4	9.7

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」(昭和43年)

(注) ()内は転職希望者数で単位千人。

第10表 女子就業希望者の就業希望理由, 希望する仕事の種類別構成比

第10表 女子就業希望者の就業希望理由、希望する仕事の種類別構成比

(単位 %)

就 業 希 望 理 由	計	うち自宅で内職を したい者
計	(6,464)100.0	(2,766)100.0
失 業 し て い る か ら	2.8	0.6
学 校 を 卒 業 し た か ら	2.2	0.3
生 活 困 難 に な っ た か ら	11.6	12.8
生活困難ではないがもっと家計収入を得たいから	44.4	51.2
学資、こづかいなどを得たいから	15.5	11.8
余暇ができたから、その他	24.4	23.4

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」(昭和43年)

(注) ()内は転職希望者数で単位千人。

一方、本来的な自営業主層も従来に比べて増加する傾向が強まっている。自営業主のうち「仕事の主」なものの増加率は30年代には低かったが、40年代前半にかけて増加率が高まり、その自営業主全体の増加に対する寄与率も41%と、「仕事に従」のものよりは少ないが、かなり大きな割合を占めている。また、労働移動面をみても、雇用者から自営業主層に移るものが増加している(第11表)。これはこれらの小零細経営向けの需要が増加しており、自営業主層の所得が相対的に高まっていること、比較的少ない資金で開業することが可能であること、自己の能力を十分に発揮でき、人に使われずに独自の仕事ができること、雇用者よりも高い収入を得ることも可能であることなどの理由によるものが多い(第12表、第13表、第14表)。

第11表 製造業における雇用者と自営業主、家族従業者間の流動状況

第11表 製造業における雇用者と自営業主、家族従業者間の流動状況

(単位 千人)

区 分	昭和37年	40 年	43 年
① 雇用者→非農林業自営、家従	27	28	57
② 雇用者←非農林業自営、家従	24	22	37
③ 雇用者から非農林業自営、家従への純流出①—②	3	6	20

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

(注) 流動数は過去1年間における流動数。

第12表 自営業主および雇用者所得増加率の推移

第12表 自営業主および雇用者所得増加率の推移 (単位 %)

産業・従業上の地位		昭和31～34年	34 ～ 37年	37 ～ 40年	40 ～ 43年
非 農 林 業	自営業主	23.9	45.6	41.9	45.6
	雇 用 者	56.3	39.3	40.8	37.4
製 造 業	自営業主	20.5	45.4	35.1	41.9
	雇 用 者	55.0	39.9	39.4	38.6

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

第13表 開業資金の分布と平均額

第13表 開業資金の分布と平均額

(単位 件)

金 額	製 造 業	卸 売 業	小 売 業	合 計
50万円以下	24(21.6)	7(12.2)	19(20.7)	78(18.0)
51 ～ 100万円	22(19.8)	16(28.1)	18(19.6)	99(22.9)
101 ～ 200	29(26.1)	17(29.8)	17(18.5)	106(24.5)
201 ～ 300	13(11.7)	8(14.0)	14(15.2)	64(14.8)
301 ～ 500	16(14.4)	6(10.5)	12(13.0)	50(12.2)
501 ～ 1000	5(4.5)	3(5.3)	11(12.0)	28(6.5)
1001 万円以上	2(1.8)	0	1(1.1)	5(1.1)
合 計	111(100.0)	57(100.0)	92(100.0)	433(100.0)
平均(万円)	219.3	236.3	258.0	222.6

資料出所 国民金融公庫「小零細企業新規開業実態調査」

(注) ()内は構成比。

第14表 業種別,開業の動機別,業種数の構成比

第 14 表 業種別，開業の動機別，業種数の構成比

(単位 %)

動 機	製造業	卸売業	小売業	サービス業	合 計
勤め人より収入が多い	21.6	18.2	14.3	17.2	19.5
勤め人では出世ができない	10.8	16.4	18.7	6.3	11.0
能力を十分に発揮したい	77.5	74.5	70.3	81.3	75.8
人に使われたくない	35.1	38.2	40.7	31.3	33.8
適当な勤め口がない	5.4	9.1	6.6	6.3	6.1
資産(資金)を有効に活用したい	12.6	10.9	9.9	14.1	13.6
生活費の補助にしたい	3.7	3.8	12.1	12.5	7.7
そ の 他	3.7	1.8	4.4	4.7	4.5
有 効 回 答 数	111	55	91	64	426

資料出所 国民金融公庫「小零細企業新規開業実態調査」

(注) 1 人が 2 つまでの回答を行なっているため合計は 100 をこえる。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

3 最近における小零細経営就業者の増加とその内容

(3) 小零細事業所での雇用者の増加

雇用者についてみても,昭和30年代においては小零細規模に比べて中規模,大規模での伸びが大幅で,とくに雇用者の大規模集中の傾向がみられたが,30年代終りごろから40年代にかけては大規模での伸びが高いと同時に,小零細規模での雇用の伸びも高く,雇用の2極集中の傾向がみられるようになった(第15表,第16表)。小零細規模雇用者の増加は,労働力不足によって中間規模がより大規模層と小零細規模層へと分化する動きが生じていることのほか,下請,外注の増加など小零細経営向けの需要の増加による面が大きいとみられる。製造業について小零細雇用者の伸びを業種別にみると,金属,機械,電気機器,輸送用機器,精密機器,ゴムなど金属機械関連を中心とした発展的分野での増加がとくに大幅である(第17表)。小零細経営は需要の変化に対応した変わり身が早く,また,少数の労働力を何とか確保できれば事業を継続できるため,これらの発展的分野を中心として増加がみられたものと思われる。一方,労働力の供給面からみても,小規模への労働力流入がふえる傾向がみられる。「就業構造基本調査」によると,30年代においては,現職よりも大規模へ移動するものが増加していたが,40年代にはむしろより小さい規模へ移動するものの割合が急速に高まっている(第18表)。

第15表 規模別雇用者数の増減率

第15表 規模別雇用者数の増減率

(単位 %)

産業・年	総数	従業員 1～4人	5～9人	10～29人	30～99人	100～ 299人	300人 以上
非農林業							
昭和 31～34年	16.0	1.8		22.3	31.2	38.5	23.1
34～37年	20.8	△4.4	4.3	12.4	31.5	44.7	59.9
37～40年	11.6	△3.1	3.3	21.3	15.1	17.0	12.3
40～43年	14.0	36.8	33.0	4.8	13.0	15.0	16.5
製造業							
昭和 31～34年	19.1	△6.1		10.2	25.7	36.7	27.6
34～37年	31.3	△5.8	1.9	10.5	26.9	38.9	53.0
37～40年	8.8	△0.4	△2.8	13.2	5.7	10.3	9.2
40～43年	9.3	45.3	31.3	0.5	7.8	5.9	10.7
卸売小売業							
昭和 31～34年	19.7	6.2		27.8	48.7	54.9	32.4
34～37年	1.1	△8.8	1.3	9.6	30.9	43.2	△25.5
37～40年	18.9	△1.1	△0.8	24.2	25.6	41.0	42.1
40～43年	21.9	26.6	26.2	2.6	19.6	21.6	46.5
サービス業							
昭和 31～34年	14.7	4.5		66.9	56.7	58.0	28.7
34～37年	7.6	△5.1	0.3	11.3	31.3	37.5	88.6
37～40年	14.4	△10.9	15.6	20.3	42.6	39.8	23.3
40～43年	21.1	27.2	22.4	9.0	26.9	64.6	45.6

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

(注) 1) 31年、84年の卸売小売業には金融保険不動産業を含む。

2) 総数には官公を含む。

これは、一つには規模別の賃金格差がすでにながりの縮小をみたことによるものであろうが、このほか小企業のほうが「仕事の上での働きがいがある」ことや、「将来独立しやすい」ことなどとも関係が深いと思われる。東京都労働局の調査によると、小企業の長所として「技術が身につく」、「経営者、事業主と直接話しあえる」、「責任ある仕事を与えられ働きがいがある」などをあげているものが多い(第19表)。また、仕事の選択について「一生つとめられる仕事がいい」とするのが22%であるのに対し、「将来、独立できるような仕事がいい」とするものが64%と圧倒的に多い(第20表)。独立するための技能を身につけることは仕事が細分された大企業、とくに単調労働分野などではむずかしく、将来独立しようとする労働者のなかにはすすんで小企業を選択するものもかなりあるといわれている。このように、むしろ小企業に魅力を感じるものもかなりあることも小零細規模雇用者の増加に影響していると考えられる。

第16表 製造業雇用者の性、年齢、規模別増減率

第16表 製造業雇用者の性、年齢、規模別増減率（昭和40～43年）

性	規 模	15～19歳	20～34歳	35～54歳	55歳以上
計	従業員 1～9人	8.2	25.4	54.4	56.5
	10～29人	△ 4.9	△ 9.1	13.5	12.7
	30～99人	△ 6.6	△ 1.2	24.4	29.0
	100～299人	2.8	△ 4.8	25.4	28.6
	300人以上	△ 1.5	9.3	17.5	34.5
男	1～9人	14.3	28.7	42.5	46.2
	10～29人	△ 12.5	△ 10.6	8.4	4.6
	30～99人	△ 12.4	△ 2.8	14.6	22.7
	100～299人	△ 9.2	△ 7.4	15.9	23.0
	300人以上	7.6	8.7	13.3	29.1
女	1～9人	△ 10.0	16.4	72.6	90.0
	10～29人	4.6	△ 7.9	21.5	42.9
	30～99人	0.0	1.1	42.8	53.8
	100～299人	14.3	0.9	50.0	60.0
	300人以上	△ 8.0	11.5	50.4	125.0

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

第17表 製造業産業中分類別、1～9人規模雇用者の増減率

第 17 表 製造業産業中分類別，1～9 人規模雇用者の増減率

(昭和38 ～42 年) (単位 %)

産 業		増 加 率	増 加 寄 与 率
製 造 業 計		5.7	100.0
食 料		△ 5.7	△ 18.8
織 維		9.0	26.8
衣 服		1.6	1.5
木 材		△ 5.5	△ 9.4
家 具		10.9	10.6
パ ル プ ・ 紙		△ 1.4	△ 0.7
出 版 印 刷		16.3	11.8
化 学		△ 27.3	△ 4.9
石 油 ・ 石 炭		13.2	0.2
ゴ ム		53.0	4.6
皮 革		5.6	1.5
窯 業		1.7	1.5
鉄 鋼		△ 3.8	△ 0.5
非 鉄 属		6.4	0.6
金 機 械		24.3	32.9
機 器		16.4	15.0
電 機		18.1	6.8
輸 送 用 機 器		28.9	10.6
精 密 機 器		18.9	3.9
そ の 他		4.3	6.0

資料出所 通商産業省「工業統計」

第18表 現在または1年前の非農林業雇用者のうち転職者の規模間移動の変化

第18表 現在または1年前の非農林業雇用者のうち転職者の規模間移動の変化

(単位 %)

区 分	昭 和 34 年	37 年	40 年	43 年
(構 成 比)				
転 職 者 計	100.0 (498千人)	100.0 (900千人)	100.0 (925千人)	100.0 (1,347千人)
上位規模への移動	33.3	38.2	34.0	29.7
同位規模間の水平移動	26.7	26.8	29.1	28.0
下位規模への移動	25.1	26.9	27.5	34.1
(増 減 率)	(31 ~ 34 年)	(34 ~ 37 年)	(37 ~ 40 年)	(40 ~ 43 年)
転 職 者 計	-	80.7	2.8	45.6
上位規模への移動	-	10.72	▲ 8.4	20.7
同位規模間の水平移動	-	81.2	11.6	40.1
下位規模への移動	-	93.6	5.0	80.7

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

(注) 転職者計には官公および規模不詳を含む。

第19表 小企業の長所

第 19 表 小企業の長所

(単位 %)

産 業	業 業	小の業主が 企業に多い 経営者・事 業主と	直接話しあえる 経営者・事業主と	小か企 業は若 う仕 たら	き が い は あ る	小く 企仲 業間 はど う た の し が 親 く	やれ る 小 企 業 の 身 に つ く 方 が 技 術	小自 企分 業で の仕 事 が は じ ま る	め やす い 小 企 業 の 仕 事 が は じ ま る	マイ ペ ー ス で 仕 事	そ ろ が あ る の よ い と こ
製 造 業		18.5	30.6	29.9		19.6	35.6	26.0	9.6	9.6	
商業・サービス業		19.1	31.3	33.9		13.4	25.9	34.2	9.4	5.7	

資料出所 東京都労働局「中小企業における労働実態」(昭和43年)

- (注) 1) 回答事業所数は製造業282、商業・サービス業352事業所である。
2) 1事業所が2つの長所を選択をしているため合計は100をこえる。

第20表 小企業従業員の職業の安定性と独立に関する意識

第20表 小企業従業員の職業の安定性と独立に関する意識

(単位 %)

年 齢	Aに賛成	まあAに 賛成	どちらとも いえない	まあBに 賛成	Bに賛成	合 計
19 歳 以 下	16.7	1.0	25.1	10.8	50.0	100.0(102)
20 ～ 24 歳	10.3	4.2	14.0	12.2	59.3	100.0(214)
25 ～ 29 歳	11.3	6.3	12.0	7.7	62.7	100.0(142)
30 ～ 39 歳	19.4	8.6	8.6	15.0	48.4	100.0 (93)
40 ～ 54 歳	25.0	10.7	12.5	12.5	39.3	100.0 (56)
55 歳 以 上	59.1	22.7	9.1	-	9.1	100.0 (22)
合 計	15.9(100)	6.0(38)	13.7(86)	11.0(69)	53.4(336)	100.0(629)

資料出所 東京都労働局「中小企業における労働実態」(昭和43年)

(注 1) Aは「一生つとめられる仕事がいい」Bは「将来独立できる仕事がいい」。

2) ()内は実数で単位人。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

4 賃金決定の国際比較

(1) 諸外国の賃金決定の型

欧米諸国の賃金決定機構は,大別して,1)北欧型,2)西欧型,3)アメリカ型の3つに類型化される。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

4 賃金決定の国際比較

(1) 諸外国の賃金決定の型

1) 北欧型

オランダ,スウェーデン,デンマークなどの諸国においては,賃金決定は中央で集中して行なわれる。オランダにおいては,通常労使の中央団体からなる協議機関「Labour Foundation」において賃上げ額の最高または平均などのフレームがまず決定され,それに基づいて産業別労使団体間ないし企業別の交渉が行なわれ,産業別ないし企業別協約が締結される。スウェーデンにおいても交渉はまず労使の中央団体による中央交渉で始まり,そこで決定された平均賃上げ率をもとに個別労使団体間の交渉で全国的な産業別協定ないし地域別協定が締結される。いずれの国においても,最終的な協約ないし協定は,中央団体によって承認されなければならないことになっている。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

4 賃金決定の国際比較

(1) 諸外国の賃金決定の型

2) 西欧型

このタイプの賃金決定は、イギリス、フランス、西ドイツ、イタリアなどの諸国でみられ、産業別団体協約が主流となっている。イギリスにおいては、各産業別使用者団体と当該産業と関連をもつ複数の全国組合との間の交渉で、技能・熟練度別に最低または標準時間賃率の大枠が決定される。その後、その具体的適用に関する細目について工場の経営者とショップスチュワード(工場内の組合員によって選出される)との間で開かれる職場委員会では工場協約が締結される。

フランスにおいては、中央の使用者組織と6つの労働組合連合体に属する産業別の全国連合または地域ないし地区組織(サンディカ)との間で協約最低賃率が決定されるが、協約数でみると地域ないし地区協約が最も多い(第1表)。この賃率にどの程度上積みして企業に適用するかは、使用者側の決定にかかることが多い。また、使用者またはその団体と当該事業所の従業員の最も代表的な労働組合との間で事業所協定を締結することもできるが、正式に企業内の組合活動が認められるようになったのは、1969年の「企業内の組合活動に関する法律」によってである。

第1表 フランスにおける労働協約締結数

第1表 フランスにおける労働協約締結数						
(単位 件)						
項 目	1950 ～ 54 年		1955 ～ 59 年		1960 ～ 66 年	
計	775	(100.0)	4,783	(100.0)	8,301	(100.0)
全 国 協 約	263	(33.9)	801	(16.7)	819	(9.9)
地域・地区協約	338	(43.6)	2,654	(55.5)	5,000	(60.2)
事 業 所 協 定	174	(22.5)	1,328	(27.8)	2,482	(29.9)

資料出所 フランス労働省「Conventions Collectives depuis 1950」(Revue Française du Travail, 1960, N°4.), Durpont J. 「Les Mouvments de Salaires Conventionnels de 1960 à 1966」(Revue Française des Affaires Sociales, 1967, N°3.)

西ドイツにおいては、使用者の地域別ないし産業別連合体と産業別ないし職業別全国組合またはその地域組織との間の交渉で産業別の全国レベルないし地域別の賃金協約が結ばれ、協約賃率が決定される。とくに、州別ないし数州にまたがる地域別協約が重要な地位を占めている。すなわち、1949～60年間に結ばれた約43,000の労働協約のうち約3,600が数州にまたがる地域別協約、約33,400が州単位または州の大部分を適用範囲とする協約で、残りが連邦全土を適用範囲とする協約であった。全国ないし地域別協約の実施にあたっての細目は、企業または個別工場の経営者と従業員代表からなる経営協議会との間で結ばれる経営協定によって定められる。

イタリアにおいては、全国的使用者組織と3つの全国的労働組合組織との交渉で賃金決定に関して大枠が決

定されるが、最低基本賃率は産業別労使連合体間で結ばれる産業別の全国協約で決定される。その後、産業別組合の地域支部と使用者の産業別地域連盟との間で全国協約の実施にあたっての細目について企業別協定が交渉、締結されるが、事業所ごとに全従業員の投票によって設立される工場内部委員会もその締結については組合の地域支部と一体の関係に立つて活動している。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

4 賃金決定の国際比較

(1) 諸外国の賃金決定の型

3) アメリカ型

アメリカの団体交渉の特色は交渉単位制度である。交渉単位は、全国労使関係委員会によって、工場内の労働者組織の歴史とタイプや団体交渉・協約の歴史などを基準として決定される。交渉単位としては企業単位が最も多く、1961年の調査によると、適用労働者1,000人以上の協約のうち企業単位のものは協約数で64%、適用労働者では53%を占めている(第2表)。そのうち複数事業所を1交渉単位としているものが協約数では全体の36%、労働者では41%で、とくに製造業においては協約適用労働者の半数以上がこのタイプの交渉単位に含まれており、鉄鋼、自動車などの基幹産業ではその割合がとくに高い。しかし、複数企業を1単位とする交渉もかなりみられ、とくに非製造業においてはこのタイプの交渉単位が多く、非製造業における協約数の59%、協約適用労働者の73%を占めている。これは非製造業である建設業、運輸業、サービス業などには地方的な企業が多数あり、労働組合も職種別に組織されている場合が多いことを反映していると思われる。なお、労働者側の当事者についていえば、交渉権・協約締結権は、多くの場合ローカル組合にあるが、組合によっては全国組合やその中間機関が強い統制力をもっている場合もあり、協約の締結にあたっては、ローカル組合とそれが属している産業別ないし職業別全国組合が連署することが多い。たとえば、自動車産業における交渉では、関係するローカル組合の交渉委員からなる交渉委員会が企業と交渉して全国レベルの協約を締結するが、賃上げに関しては賃上げ額を定めるだけで、職務別賃金率や賃金支払方法などの細目については、個々のローカル組合ごとに工場レベルの交渉が行なわれ、工場の特殊性や従来の慣習などを考慮して詳しい協約が締結される。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

4 賃金決定の国際比較

(2) 賃金交渉における交渉事項

わが国においては、賃金交渉の主な争点は平均賃上げ額であるが、欧米諸国における交渉の中心は職種別、熟練度別賃金である。アメリカにおいては、通常、時間当り賃率の引上げ額が決まり、すでに成立している職種別、熟練度別の賃金表が改定されることによって個別賃金が決定される。この場合、全労働者に一律の賃上げ額を決める場合と熟練職種を他の職種より優遇する場合とがある。優遇する方法としては、一般の職種より多額の賃上げを認める賃率改定、職種間格差を維持するための職種格付けの再編成、定額引上げと定率引上げの併用などがある(第3表)。また、アメリカでは工場内の苦情処理制度が大きな役割を果しており、個別労働者の職種格付けの変更や賃率の改定などが随時行なわれている。

第2表 アメリカの主要労働協約における交渉単位の型

第2表 アメリカの主要労働協約における交渉単位の型 (1961年)

(単位 %)

産 業	協 約 数				適 用 労 働 者 数			
	計	単一企業		複数企業	計	単一企業		複数企業
		単一事業所	複数事業所			単一事業所	複数事業所	
計	(1,733) 100.0	28.3	36.0	35.7	(8,308千人) 100.0	12.3	41.1	46.6
製 造 業	100.0	42.2	37.5	20.3	100.0	21.1	56.8	22.2
食 品 加 工	100.0	22.0	27.1	50.9	100.0	12.7	27.0	60.3
織 維 製 品	100.0	1.9	15.1	83.0	100.0	0.2	6.0	93.8
紙・紙 加 工 品	100.0	50.9	33.3	15.8	100.0	36.5	36.4	27.1
出 版・印 刷	100.0	8.8	11.8	79.4	100.0	4.9	8.1	87.0
化 学	100.0	67.9	32.1	-	100.0	57.1	42.9	-
一 次 金 属	100.0	50.4	45.1	4.4	100.0	15.5	82.0	2.5
機 械 (電気機械を除く)	100.0	59.4	36.8	3.8	100.0	37.4	59.4	3.2
電 気 機 械	100.0	45.7	49.5	4.8	100.0	31.6	66.2	2.2
輸 送 用 機 械	100.0	51.7	45.0	3.3	100.0	19.3	79.4	1.3
非 製 造 業	100.0	7.1	33.7	59.2	100.0	2.7	23.9	73.4
鉱 業	100.0	16.7	55.6	27.8	100.0	1.8	9.9	88.4
運 輸 業	100.0	14.8	17.4	67.8	100.0	5.6	9.9	84.5
鉄 道・航 空	100.0	-	81.3	18.8	100.0	-	7.4	92.6
小 売 業	100.0	13.2	31.1	55.7	100.0	6.5	31.8	61.8
ホテル・レストラン	100.0	-	5.4	94.6	100.0	-	2.5	97.5
サ ー ビ ス 業	100.0	3.8	18.9	77.4	100.0	1.4	21.3	77.3
建 設 業	100.0	-	1.2	98.8	100.0	-	0.6	99.4

資料出所 アメリカ労働省 「Major Union Contracts in the United States」
(1961年)

(注) 1) ()内は実数

2) 「主要労働協約」とは適用労働者1,000人以上のものをいう。

第3表 賃上げのタイプ

第3表 賃上げのタイプ・(アメリカ, 製造業, 1964～66年)

(単位 %)

賃上げのタイプ	全事業所			組合のある事業所			組合のない事業所		
	1964年	1965年	1966年	1964年	1965年	1966年	1964年	1965年	1966年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全労働者に同額の引上げ	44.9	43.0	49.4	45.7	43.8	52.0	41.7	40.0	40.2
同額でない引上げ	55.1	57.0	50.6	54.3	56.2	48.0	58.3	60.0	59.8
熟練工に追加的引上げ	28.8	39.2	34.2	25.9	37.4	31.0	41.5	46.2	45.6
格差の改定または差別的引上げ	13.1	5.8	7.3	15.7	7.0	8.9	1.7	1.0	1.5
その他の方法	15.8	13.3	13.9	15.9	13.3	13.7	15.1	13.1	14.4

資料出所 「Wage Development in Manufacturing, 1966」

(Monthly Labor Review, 1967年8月)

(注) 同額でない引上げのうちの各項目の数字には他の方法を併用している事業所の数も含まれているため合計と一致しない。

西欧諸国においては、産業別交渉の結果決定されるのは地域ごとの職種別・熟練度別賃金で、企業や事業所レベルの交渉ではそれについての細目が決定されるのが通常である。たとえば、フランスにおいては1945年の賃金統制令によって定められた職種間格差が統制令撤廃後も長く影響を及ぼしており、一般には、一般未熟練職種の賃金を100として特殊未熟練職種は106～110、半熟練職種は115～120、熟練職種は135～145、高度熟練職種は155～170という格差をもって熟練度等級別の協約賃金が定められている。

また、イタリアでは、たとえば化学工業についてみると、労働者を工員、特殊工員、職員の3つの種類に分け、さらに、それぞれを技能、熟練度によっていくつかのカテゴリーに分類して、それぞれ年齢別(たとえば工員については18歳以上、16～18歳、16歳未満の3段階)、地域別に最低時間賃率ないし最低月額給与を定めている(第4表)。また、イタリア金属機械工業全国協約でも同様な定め方をしている。

第4表 イタリア化学工業全国労働協約による工員の最低時間賃率

第4表 イタリア化学工業全国労働協約による工員の最低
時間賃率(ミラノ・トリノ地区)

(1964年6月1日発効)

(単位 リラ)

労働者のカテゴリー	16歳以下	16～18歳	18歳以上	Par.145の年齢
第1種	—	236.75	278.40	301.40
第2種	174.60	212.00	249.40	—
第3種	142.00	176.95	232.80	—
第4種	135.65	169.00	222.40	—
第5種	108.10	153.80	207.85	—

- (注) 1) 第1種から第5種までの工員の分類は必要とされる技能・熟練度によって区分されており、第1種は高度の熟練工(うち Par. 145 の欄に示された賃率の適用を受けるのは特殊な高度の技能を必要とする作業に従事する者)、第2種は熟練工、以下、普通工、半熟練工、雑役工に該当する。
- 2) ミラノ・トリノ地区以外の地域は、6つの地区と13の特別地区に分割されて、それぞれミラノ・トリノ地区と同様にカテゴリー別年齢別に最低賃率が定められている。

イギリスの産業別全国協約で定められるのも、産業によってその詳しさの程度は異なるが、やはり職種別賃率である。たとえば、機械工業では機械工業経営者連盟と造船・機械工業労働組合連合との間の全国協約で最低賃率が決められるが、そこで決まるのは基幹職種である組立工と単純労働者、それに女子労働者の賃率だけであって、その他の職種についてはこの基幹職種との関連で地方交渉によって決定される(第5表)。また、イングランドとウェールズの建設業については、地域格差をつけて熟練労働者と未熟練労働者の賃率が全国協約で定められており、鉄道業においては全国協約ですべての職種について職種別賃率を定めている(第6表)。また、薬品・化学薬品産業の全国協約では、ロンドンとその他の地域ごとに、21歳以上の男女労働者を必要とされる熟練度を考慮してそれぞれ3つの職種群に分けて最低賃率を定めている。

第5表 イギリス機械工業の労働協約による最低賃率

第5表 イギリス機械工業の労働協約による最低賃率

(1969年1月20日発効)

労働者の分類	最低週当り賃率
男子, 21歳以上	シリング
組立工	300
単純労働者	240
女子, 21歳以上	215

第6表 イギリス建設業の労働協約による標準時間賃率

第6表 イギリス建設業の労働協約による標準時間賃率

(1968年12月30日発効) (イングランドおよびウェールズ)

労働者の分類および地域	標準時間賃率			
	熟練工		未熟練工 18歳以上	
[男子]	シリング	ペンス	シリング	ペンス
ロンドン(市の中心より半径15マイル以内)	8	$\frac{1}{2}$	6	$10\frac{1}{2}$
リヴァプール地域	8	$\frac{1}{2}$	6	$10\frac{1}{2}$
その他の地域	7	11	6	9
[女子]	シリング		ペンス	
熟練工程従事者	6		$8\frac{3}{4}$	
その他の者	5		9	

西ドイツにおいては、協約賃率は地域別、熟練度別、年齢別に決定されている。たとえば、ノルドライン・ヴェストファーレン州の鉄鋼業についてみると、職務が熟練度に応じて9段階の賃金等級に格付けされており、その各等級間賃金格差と等級内の年齢別格差とが定められているので、代表的労働者(20歳以上、賃金等級6の者)の賃率が決まるとその他の労働者の賃率は熟練度別、年齢別に自動的に決まってくる。賃金の引上げはこの代表的労働者の賃率の改定というかたちで行なわれるが、賃金等級間格差や年齢別格差が交渉によって改定されることもある。

第7表 西ドイツ、ノルドライン・ヴェストファーレン州鉄鋼業の賃金基本協約および賃金協定による賃金格差と協約賃率

(1) 賃金等級および賃金等級間格差

(1967年7月1日実施)

賃金等級	格差
1	80 %
2	83
3	86
4	90
5	95
6	100
7	106
8	114
9	125

(注) 賃金等級は熟練度によって区分されている。

(2) 年齢別格差基準

(1967年7月1日実施)

年齢	格差
16歳未満	60 %
16歳以上	70
18歳以上	90
20歳以上	100

(3) 協約賃率表 (時間当りマルク, 1969年3月1日実施)

年 齢	賃 金 等 級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
20 歳 以 上	3.19	3.31	3.43	3.59	3.79	3.99	4.23	4.55	4.99
18 歳 以 上	2.87	2.98	3.09	3.23	3.41	3.59			
16 歳 以 上	2.23	2.32	2.40	2.51	2.65	2.79			
16 歳 未 満	1.91	1.99	2.06	2.15	2.27	2.39			

(注) 賃金等級 6 で 20 歳以上の労働者の賃率が代表賃金とされており, 賃金協定ではこの代表賃金だけが定められる。その他の賃金は賃金基本協約で定められた賃金等級間格差と年齢別格差によって自動的に決まる。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

4 賃金決定の国際比較

(3) 職種別賃率構造形成の背景

以上のように欧米諸国においては、職種別賃率を基礎にして賃金交渉が行なわれるが、その背景には伝統的な労働者の職種意識があり、それがまた、労働組合に労働供給に関してある程度の規制力をもたせる背景をなしている。

たとえば、アメリカでは新規の雇入れ徒弟数や、または、その熟練工に対する比率が労働協約で定められているのが通常で、それによって新規労働力の流入を規制するとともに、すでに雇用されている熟練工の雇用保障を図っている。また、建設業のように作業が一時的で作業場がたえず移動するような産業においては、労働組合は労働者を供給する紹介業務を行なっている。

また、イギリスにおいては、王立委員会報告によると、伝統的なクラフト制度が産業界に深く根をおろしている。それは職種ごとの職務範囲を厳密に規定し、また、正規の熟練工には一定の年齢(通常20～21歳)に達する以前に一定期間徒弟として働くことを義務づけている。最近では、徒弟制度は訓練というより採用の前提条件としての役割の方が強くなっている。機械工業、造船など一部の産業では労働希釈協約(dilution agreement)によって、正規の熟練工が不足しているときは、それとほぼ同等の技能をもつ者を熟練職種にあてることができるようになっているが、それは伝統的な制限的慣行からみるときわめて例外的なものである。さらに、イギリスではクローズド・ショップ規定により、熟練職種への新規流入をチェックしている協約もかなりあり、1964年で全雇用労働者の16.5%、組織労働者の37.5%がその適用対象になっている。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

5 生涯賃金の学歴別格差

最近における賃金の学歴別格差の動きを明らかにするため、昭和36年、41年、44年の各年における学歴別・年齢別の賃金をもとに、年齢別賃金を累積し、それぞれの年のいわゆる生涯賃金の推計を行なった。

就業期間については小学、新制中学卒は15歳で、旧制中学・新制高校卒は18歳で、旧制および新制大学卒は22歳でそれぞれ就職し、いずれも55歳で定年退職するものと仮定した。

推計結果は第1表に示すとおりであるが、これをまず、規模計の定期給与についてみると、生涯賃金の学歴別格差は大学卒を100として小学、新中卒が36年の66から41年71、44年76へ、旧中・新高卒が36年の73から41年78、44年81へといずれも縮小している。特別給与は、定期給与に比べて学歴別格差が大きいため、これを含めた生涯賃金の学歴別格差もやや大きくなるが、小学・新中卒で36年の58から44年67へ、旧中・新高卒で同じく64から74へと同様に格差は縮小している。

なお、ここで推計した生涯賃金には退職金が含まれていないが、退職金の学歴別格差を労働省「賃金労働時間制度調査」(昭和43年)でみると、大学卒(管理・事務・技術労働者)定年退職者に対する退職金(従業員500人以上)を100として旧中・新高卒(管理、事務、技術労働者)定年退職者の退職金は84、小学・新中卒(生産労働者)は64で、前述の賃金のみの学歴別格差とほぼ同程度であるのでこれを含めても生涯賃金の学歴別格差はそれほど変わらないと思われる。さらに、本推計では一応、55歳で退職すると仮定しているが、実際には55歳以後も就業する者もかなり多い。しかし、最近の60歳以上の高齢者の賃金の学歴別格差は50歳台に比べてむしろ小、さく、また、格差縮小の動きは他の年齢層と同様の傾向を示しているので生涯賃金を60歳以上の高齢者まで含めて計算しても基本的な傾向は変わらないとみられる(第2表)。

つぎに、生涯賃金の学歴別格差を教育投資の額を考慮して検討するため、文部省統計を基礎に学校在学中の学費を推計し、これを第1表の学歴別生涯賃金から差し引いて修正すると第3表に示すとおりとなり、学歴別格差はいっそう小さくなる。とくに、教育投資に要した費用を仮に上級学校へ進学しないで、定年(55歳)までの間(中学卒は38年間、高校卒は35年間)年利5分5厘で運用したと想定して計算してみると学歴別格差の縮小はさらに大幅となる(第3表)。

第1表 学歴別生涯賃金の変化

第1表 学歴別生涯賃金の変化

年	学 歴	定 期 給 与		特 別 給 与		計	
		金 額(千円)	格 差	金 額(千円)	格 差	金 額(千円)	格 差
昭和36年	小学・新中卒	12,301.2	66.2	※ 2,546.7	36.3	※14,847.9	58.0
	旧中・新高卒	13,581.6	73.1	※ 2,823.7	40.2	※16,405.3	64.1
	旧大・新大卒	18,570.0	100.0	※ 7,019.0	100.0	※25,589.0	100.0
41年	小学・新中卒	18,874.8	70.9	3,611.1	36.6	22,476.9	61.2
	旧中・新高卒	20,635.2	77.5	5,023.8	50.9	25,659.0	69.8
	旧大・新大卒	26,622.0	100.0	9,869.6	100.0	36,739.2	100.0
44年	小学・新中卒	28,599.6	76.0	5,867.9	43.3	34,468.8	67.3
	旧中・新高卒	30,292.8	80.5	7,721.2	56.9	38,014.0	74.3
	旧大・新大卒	37,617.6	100.0	13,562.4	100.0	51,180.0	100.0

資料出所 労働省「賃金実態総合調査」(昭和36年), 同「賃金構造基本統計」(昭和41年, 44年)

- (注) 1) 製造業男子, 企業規模計による。
 2) 生涯賃金の算出方法は本文参照。ただし, 36年(※印)については, 学歴別年齢別の特別給与が得られないのでつぎによって推計した。
 ① まず, 規模1,000人以上の特別給与を学歴計の特別給与支給率(具体的には小学・新中卒には労務者, 旧中・新高卒には労職計, 大学卒には職員の各支給率)を用いて算出し, これを特別給与支給額の学歴別格差を用いて修正して求めた。
 ② つぎに, 41年の推計結果から規模計と規模1,000人以上との支給額の格差を求め, これを①の推計値に乗じて規模計の特別給与額を求めた。

第2表 高齢者の学歴別賃金格差

第2表 高齢者の学歴別賃金格差 (定期給与)
(製造業, 男子)

項 目		昭 和 41 年		44 年	
		金 額	格 差	金 額	格 差
50 ～ 59 歳	小学・新中卒	千円 46.0	% 50.1	千円 68.0	% 53.8
	旧中・新高卒	55.0	59.9	80.3	63.5
	旧大・新大卒	91.8	100.0	126.4	100.0
60 歳 以 上	小学・新中卒	31.3	54.2	43.8	55.4
	旧中・新高卒	39.4	68.3	52.4	66.2
	旧大・新大卒	57.7	100.0	79.1	100.0

資料出所 労働省「賃金構造基本統計」

第3表 教育投資を考慮した学歴別生涯賃金

第3表 教育投資を考慮した学歴別生涯賃金 (昭和44年)

(単位 千円)

学 歴	生涯賃金(A) (特別給与を含む)	教育投資額 (B)	同 (元利合計額) (B')	教育投資調整生涯賃金 (A)-(B)	同 (元利合計による) (A)-(B')
小学・新中卒	34,468.8(67.0)	-	-	34,468.8(68.2)	34,468.8(73.9)
旧中・新高卒	38,014.0(74.3)	161.5	1,235.3	37,852.5(74.9)	36,778.7(78.9)
旧大・新大卒	51,180.0(100.0)	670.1	4,547.9	50,509.9(100.0)	46,632.1(100.0)

資料出所 労働省「賃金構造基本統計」(昭和44年), 文部省「父兄が支出した教育費」(43年度), 同「学生生活調査」(43年度)

(注) 1) ()内は学歴別格差

2) 教育投資額は, 高校については文部省統計による全日制高校(公立)の「生徒1人あたり父兄支出の学校教育費」、大学については大学昼間部の「学費」に消費者物価指数の「教育費」の上昇率を乗じて44年の額を推定した。

ところで、アメリカの男子就業者について、18歳から64歳(ただし1966年は18歳以上)までの期間の学歴別生涯所得を推定した資料によるとわが国の場合に比べて学歴別格差はかなり大きく、また、過去10年来、格差はあまり変化していない(第4表)。

第4表 アメリカの学歴別生涯所得

第4表 アメリカの学歴別生涯所得 (男子)

(単位 ドル)

学 歴	1956 年	1958 年	1966 年
初 等 教 育 卒	161,124 (46)	161,643 (42)	246,700 (46)
高 校 卒	224,529 (63)	231,509 (61)	340,700 (63)
大 学 卒	354,457 (100)	382,982 (100)	540,700 (100)

資料出所 1956年および58年は、Herman P. Miler「Annual and Lifetime Income in Relation to Education」(The American Economic Review, 1960年12月), 1966年は、Elizabeth Waldman「Educational Attainment of Workers」(Monthly Labor Review, 1969年2月)

(注) 1) 1956年および58年は18歳～64歳, 1966年は18歳以上。

2) 初等教育卒の就学年数は8年, 高校卒および大学卒は4年である。
ただし, 1966年の大学卒は「大学卒以上」である。

3) 学歴別, 年齢別の年当り現金所得額を死亡率を考慮した平均就業期間にわたって積み上げ累計したものである。

わが国では、今後、労働力の高学歴化や比較的低学歴層の比重が大きい技能工や生産工程従事者の不足がいつそうすすむと予想されており、これに伴って賃金の学歴別格差の縮小がいつそう強まる可能性が大きい。そこで、各学歴ごとの年齢別賃金の昭和41～44年における上昇傾向が今後も続くと仮定して、5年後、10年後の生涯賃金の学歴別格差を推定してみると小学・新中卒の大学卒に対する格差は、44年の67から5年後79、10年後87へ、旧中・新高卒では同じく74から81、90へとさらに縮小することとなる(第5表)。

第5表 生涯賃金の学歴別格差の予測

第 5 表 生涯賃金の学歴別格差の予測
(製 造 業, 男 子)

学 歴	昭 和 44 年			5 年 後			10 年 後		
	定期 給与	特別 給与	計	定期 給与	特別 給与	計	定期 給与	特別 給与	計
小 学・新 中 卒	76.0	43.3	67.3	85.3	63.1	79.0	95.4	66.4	87.0
旧 中・新 高 卒	80.5	56.9	74.3	86.0	66.5	81.0	97.0	72.8	90.0
旧 大・新 大 卒	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所 労働省「賃金構造基本統計」(昭和 44 年)

昭和44年労働経済の分析 参考資料

6 賃金上昇内容の推計

本論101ページ以下の「賃金の大幅上昇とその内容」においては、国民所得における雇用者所得のなかの「賃金俸給」を各種の資料によって、産業、規模、年齢などに分け、それによって分析を行なった。その推計方法は以下のとおりである。なお、本論における分析は資料等の制約から、農林・水産・公務の各産業以外の常用労働者について行なった。また、労働者の種類を細分化する必要からおもに「賃金構造基本統計」によつたので、「毎月勤労統計」を主要な資料とする「国民所得統計」とは多少の差がでるが、次表のとおり、賃金総額においては両者はほぼ見合うものとなっている。労働者の構成についても、細分化の必要から異なる資料を用いた場合もあるが、両者は大体等しくなっている。

国民所得ベースと本推計の比較

国民所得ベースと本推計の比較				
(単位 10億円)				
項	目	昭 和 36 年	39 年	43 年
(A)	国民所得統計：農林水産公務以外の常用労働者の賃金俸給総額	5387.0	8817.6	15971.4
(B)	本推計による(A)と同じ労働者の賃金俸給総額	5342.5	9098.8	15514.4
(C)	(A)÷(B)	1.01	0.97	1.03

資料出所 経済企画庁「国民所得統計」および本推計

昭和44年労働経済の分析 参考資料

6 賃金上昇内容の推計 〔推計方法〕

(1)労働者の種類は次のように分類した。

産 業……………鉱業,建設業,製造業,卸売小売業,金融保険不動産業,運輸通信業,電気ガス水道業,サービス業の8分類

企業規模……………常用労働者1,000人以上,999～100人,99～10人,9～5人,4～1人の5分類

年 齢……………20歳未満,20～29歳,30～39歳,40歳以上の4分類

性 ……………男,女

この結果,種類の数 $は8 \times 5 \times 4 \times 2 = 320$ 種類となる。

(2)賃金は,労働省「賃金構造基本統計」(ただし,36年は「賃金実態総合調査」)および同「毎月勤労統計」により,以上の資料から得られない部分については,近似規模,類似産業の動向を参照して補完した。

(3)各種類の労働者の構成は,「労働力調査」の産業別雇用者数に,総理府統計局「事業所統計調査」によって求めた産業別の規模別雇用者の構成比を乗じ,それぞれに,「賃金構造基本統計」,「賃金実態総合調査」,「毎月勤労統計」による男女別年齢別構成比を乗じて求めた。一部は近似規模,類似産業の状況によって推計補完した。ただし,「事業所統計調査」による値は,35年,38年,41年のものであるので,これを直線補間して36年,39年,43年の値に修正した。

(4)以上の方法を詳説するとつぎのとおりである。文中「賃構」は「賃金構造基本統計」または「賃金実態総合調査」,「毎勤」は「毎月勤労統計」,「事調」は「事業所統計調査」の略である。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

6 賃金上昇内容の推計

〔推計方法〕

1) 定期給与

イ 36年,39年5人以上は「賃構」の定期給与(4月分)に「毎勤」の6月分定期給与/4月分定期給与の比率を乗じた。比率は産業別,規模別に求め,その中の男女各年齢層については一律とした。「賃構」と「毎勤」の対応させた規模区分はつぎのとおり。

「賃構」企業規模 「毎勤」事業所規模

1,000人以上 500人以上

100～990人 100～499人

10～99人 30～99人と5～29人の平均

5～9人 5～29人

なお,サービス業には,「毎勤」卸売小売業の比率を適用した。

ロ 43年10人以上は「賃構」(6月分)による。サービス業については次式により卸売小売業を参考にして推計。

$$Y_{r,se,j,k,l,43} = Y_{r,sa,j,k,l,43} \times P_{43}$$

$$P_{43} = P_{39} + (P_{42} - P_{39}) / 3$$

$$P_t = Y_{r,se,j,k,l,t} / Y_{r,sa,j,k,l,t}$$

Y_r 定期給与, sa 卸売小売業, se サービス業, j 規模区分, k 年齢区分, l 性別, t 年次(39年,42年)

ハ 43年5～9人は「賃構」により,10～99人規模との格差を参考にして推計。推計式は次のとおり。

$$Y_{r,i,5\sim 9,k,l,43} = Y_{r,i,10\sim 99,k,l,43} \times P_{s43}^s$$

$$P_{s43}^s = P_{s39}^s + (P_{s42}^s - P_{s39}^s) / 3$$

$$P_{s,t}^s = Y_{r,i,5\sim 9,k,l,t} / Y_{r,i,10\sim 99,k,l,t}$$

記号はロ参照,ただし i は産業区分

ニ 各年1～4人は「毎勤,労災特別調査」(各年7月末)による。ただし,各産業ごとに「賃構」5～9人と10～99人平均/「毎勤」5～29人と30～99人平均を「乗じて,「賃構」のベースに合うようにした。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

昭和44年労働経済の分析 参考資料

6 賃金上昇内容の推計

〔推計方法〕

2) 特別給与

イ 36年1,000人以上,39年100人以上,43年10人以上については「賃構」による。

ロ それ以外については各産業ごとに「毎勤」から対応する規模の平均特別給与額を求め,これをつぎのとおり「賃構」のベースに合わせた。なお,サービス業については,別に卸売小売業の定期給与・特別給与比率を規模・年齢,性別に求め,これを対応するサービス業の定期給与に乗じて推計した。

図表

「区 分」	「毎 勤」	ベース修正（「毎勤」の値に乗ずる比率）
昭和36年100～999人	企 業 規 模 100～999人	「賃構」 1000人以上特別給与 「毎勤」企業規模1000人以上特別給与
10～ 99人	〃 30～ 99人	
5～ 9人	事業所規模 1～ 4人	
1～ 4人	企 業 規 模 1～ 4人	
39年 10～ 99人	企 業 規 模 30～ 99人	「賃構」100～999人特別給与 「毎勤」企業規模100～999人特別給与
5～ 9人	事業所規模 1～ 4人	
1～ 4人	企 業 規 模 1～ 4人	
43年 5～ 9人	事業所規模 1～ 4人	「賃構」 10～ 99人特別給与 「毎勤」企業規模30～99人特別給与
1～ 4人	企 業 規 模 1～ 4人	

ハ ロによって求めた産業別規模別の特別給与から,「賃構」により資料が得られる近似規模の動きを参考にして,男女別,年齢別の格差を求め,これからそれぞれの特別給与を推計した。すなわち,10～99人規模以上については,

$$Y_{s,i,j,k,l,t} = \frac{Y_{s,i,j+1,k,l,t}}{Y_{s,i,j+1,k,l,t+1}} \times Y_{s,i,j,k,l,t+1} \\ \times \frac{\overline{Y}_{s,i,j,t}}{\sum_k \sum_l \frac{Y_{s,i,j+1,k,l,t}}{Y_{s,i,j+1,k,l,t+1}}} \times Y_{s,i,j,k,l,t+1} \times \omega_{i,j,k,l,t}$$

(ただし,39年10～99人,36年100～999人,36年10～99人の順に計算)1～4人,5～9人規模については

式

$$Y_{s,i,j,k,l,t} = \frac{Y_{s,i,j+1,kl,t}}{Y_{s,i,j+1,ko,lo,t}} \times \frac{\overline{Y}_{s,i,j,t}}{\sum_k \sum_l \frac{Y_{s,i,j+1,k,l,t}}{Y_{s,i,j+1,ko,lo,t}}} \times \omega_{i,j,k,l,t}$$

ただし,Ys特別給与,Ys平均特別給与,i産業区分,j規模区分j+11上の規模区分,k年齢区分,l男女の別,ko,lo任意の1つの年齢区分(20歳未満男子を採用),t年次,t+1は次年次(たとえばt=39年のときt+1=43年),ωは労働者の構成比。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

6 賃金上昇内容の推計

〔推計方法〕

3) 労働者の構成は,つぎの手順により求めた。

イ 「労働力調査」により非農林水産公務の産業別構成を求めた。

ロ 「事調」の非農林水産業の産業別常用雇用比率を求めた。

ハ 各産業について「事調」により常用雇用の企業規模別構成比を求めた。

ただし,民営会社組織については企業規模,民営のそれ以外については事業所規模によって分類し,また,公営,国営,公共企業体は企業規模1,000人以上として分類した。イにロ,ハによる構成比を相乗じて産業別規模別構成を得た。

ニ これによる産業別規模別の構成は,昭和35年,38年,41年のものなので,次式により,これから36年,39年,43年の推計値を求めた。

$$\omega_{36} = \omega_{35} + \omega_{38} - \omega_{35} / 3$$

$$\omega_{39} = \omega_{38} + \omega_{41} - \omega_{38} / 3$$

$$\omega_{43} = \omega_{41} + \omega_{41} - \omega_{38} / 3 \times 2$$

ω 産業別規模別構成比 右下添字は年次

ト これに「賃構」により産業別規模別に求めた男女比,および男女ごとの年齢構成比を乗じた。ただし,1~4人については「毎勤・労災特別調査」により,また,43年の5~9人については「賃構」39~42年の動きを次式により延長して求めた。

$$\omega_{43} = \omega_{42} + \omega_{42} - \omega_{39} / 3$$

ω 各産業5~9人の男女別,年齢別構成比。

昭和44年労働経済の分析 参考資料

7 価格の相対的变化の所得(付加価値)への影響

価格の相対的变化の所得(付加価値)への影響の推計方法および結果の概要は、つぎのとおりである。

(1)まず,昭和35年,40年の産業連関表の各部門別生産額を対応する部門別生産別デフレーターで除して実質化するとともに,原材料などの中間投入額も同様に対応する投入物デフレーターで実質化し,各部門ごとに実質生産額から実質投入額を差し引いて実質付加価値額を求める。なお,デフレーターは40年については35～40年,35年については30～35年の変化を用いた。この実質付加価値額は,具体的には40年については35年価格表示の付加価値額,35年については30年価格表示の付加価値額で,それはそれぞれ過去5年間に価格が絶対的にも相対的にも変化しなかったと想定した場合の付加価値額と考えられる(各表の(C)欄)。

(2)つぎに,全体としての価格変化の程度を示す総合デフレーターで各部門の名目付加価値額(各表の(A)欄)を除すると,各部門における価格変化がすべて同じであると仮定した場合の付加価値額が得られる(各表の(B)欄)。これは,各部門間の相対価格の変化を考慮していないので,この付加価値額には相対価格変化が各部門の付加価値の増減に与える影響力が残されていると考えられる。

(3)そこで,各表の(A)欄-(C)欄は,価格変化が部門別付加価値額に及ぼした影響のすべてを示し,(B)欄-(C)欄は,そのうち価格の相対的变化によってのみ生じた影響を示していると考えられる。

(4)推計の結果は,第1表および第2表に示すとおりであるが,これによって価格の相対的变化によって生じた影響をみると,つぎのとおりである。

まず,35年についてみると,価格の相対的变化によって分配された付加価値の総額は,75百億円であるが,部門別には建設業は40百億円(再分配付加価値額の53%),サービス業では28百億円(同37%)と増加が大きく,製造業では63百億円(同84%),農林水産業では6百億円(同8%)と逆に減少となっている。40年では,再分配付加価値額は226百億円,部門別には製造業は35年と同様減少しているが,運輸通信業,商業・不動産,金融保険業などでは増加から減少に変わり,逆に農林水産業が減少からかなり大幅な増加に転じている。

第1表 相対価格変化の所得(付加価値)増加への影響

第1表 相対価格変化の所得(付加価値)増加への影響

(昭和35年)

(単位 100億円)

産 業	名目付加 価値 (A)	相対価格が 変化したと きの実質付 加価値 (B)	相対価格が 変化したか つたときの 実質付加 価値 (C)	(A)-(C) (価格効果)	(B)-(C) (再分配効 果)
農 林 水 産 業	210	189	195	15	▲ 6
鉱 業	26	23	26	0	▲ 3
建 設 業	100	90	50	50	40
製 造 業	543	487	550	▲ 7	▲ 63
大企業性工業	234	210	235	▲ 1	▲ 25
中小企業性工業	212	190	193	19	▲ 3
その他の製造業	97	87	122	▲ 25	▲ 35
電気ガス水道業	42	37	39	3	▲ 2
運輸通信業	122	110	105	17	5
商 業	310	278	276	34	2
不動産業					
金融保険業					
サービス業	258	231	203	55	28
その他の産業	29	27	28	1	▲ 1
合 計	1,640	1,472	1,472	168	0

(注) 1) 昭和35年産業連関表より作成。

2) (B)(C)はそれぞれ30年価格による。

3) 「その他の産業」には誤差を含む。

4) 大企業性工業とは紙・パルプ、化学、石油・石炭製品、鉄鋼、非鉄金属、電気機械、輸送機械。

中小企業性工業とは食料品、繊維、窯業、土石、金属製品、一般機械。

第2表 価格の相対的变化の所得(付加価値)増加への影響

第2表 価格の相対的变化の所得(付加価値)増加への影響

(昭和40年)

(単位 100億円)

産 業	名目付加価値	相対価格が 変化したとき の実質付加 価値 (A)	相対価格が 変化したとき の実質付加 価値 (B)	相対価格の 変化がなか ったときの 実質付加 価値 (C)	(A)-(C) (価格効果)	(B)-(C) (再分配効 果)
農 林 水 産 業	310	243	197	113		46
鉱 業	38	30	41	△ 3	△	11
建 設 業	247	194	168	79		26
製 造 業	1,073	843	1,058	15	△	215
大 企 業 性 工 業	457	359	503	△ 46	△	144
中 小 企 業 性 工 業	464	365	427	37	△	62
そ の 他 の 製 造 業	152	119	128	24	△	9
電 気 ガ ス 水 道 業	89	70	72	17	△	2
運 輸 通 信 業	257	202	224	33	△	22
商 業	}	773	607	639	134	△ 32
不 動 産 業						
金 融 保 険 業						
サ ー ビ ス 業	427	335	251	176		84
そ の 他 の 産 業	164	128	2	162		126
合 計	3,378	2,652	2,652	726		0

(注) 1) 昭和40年産業連関表より作成。

2) (B)(C)はそれぞれ35年価格。

3) 「その他の産業」には誤差を含む。

4) 大企業性工業，中小企業性工業の分類は第1表(注)4)と同じ。

昭和44年労働経済の分析 参考資料
8 産業別需給動向の推計

(1)産業別需給動向の推計にあたっては、供給は「通産統計」の生産指数の変化をそのまま用いたが、需要の変化については産業連関表を利用した推計値によっている。その推計方法は、「国民所得統計」による個人消費支出、投資など最終需要の実額(昭和44年の最終需要のうち、44年10～12月については経済企画庁経済研究所の推計値)と昭和40年の産業連関表の生産誘発係数(個人消費支出、投資などの最終需要を与えた場合、経済の各部門がその波及関連効果を通じて、結局、いくばくの生産をもたらすかを示す係数)によって業種別の最終需要誘発額を求め、その増加率と生産指数の増加率を比較して、需給が緊張状態に向っているかどうか判断した。

ただし、ここで用いた生産誘発係数は、40年の産業連関表による結果を用いているので、その後における生産技術や消費構造などの変化は考慮されていない。

(2)以上の推計の結果をみると、まず、40～44年のやや長期的な動向では、食料品、繊維などの軽工業では需要の伸びが生産の伸びを上回っているのに対し、化学、鉄鋼などの重化学工業では両者の伸びは均衡ないしは生産の伸びの方がやや大きくなっている。

しかし、43～44年の短期的な動向をみると、軽工業では長期的な動向と同様、需要が生産の伸びより大きくなっているとともに、重工業でも化学、電気機械を除けばいずれも需要の伸びが生産の伸びを上回っている。

産業別生産・需要の増加状況

産 業 別 生 産・需 要 の 増 加 状 況

産 業	生産指数(付加価値ウェート)							需 要(最終需要誘発額)						
	昭和40年	44 年	昭和 43.7～9月	44.7～9月	44年		44.7～9月	昭和40年	44 年	昭和 43.7～9月	44.7～9月	44年		44.7～9月
					(年率)	(年率)						(年率)	(年率)	
					43年	43.7～9月						43年	43.7～9月	
食料品・たばこ	100.0	129.1	112.5	119.4	6.6	6.1	%	十億円	十億円	十億円	十億円	%	%	
織 維	100.0	139.5	129.2	142.6	8.7	10.4		3,913	6,464	1,788	2,035	13.5	13.8	
木 材・木 製 品	100.0	125.8	119.3	126.2	5.9	5.8		2,822	4,984	1,296	1,524	15.3	17.6	
パ ル プ・紙	100.0	154.8	137.5	157.4	11.5	14.5		1,110	2,220	452	560	18.9	24.0	
皮 革・ゴ ム	100.0	140.1	145.9	161.5	8.8	10.7		1,268	2,341	468	548	16.6	17.1	
化 学	100.0	179.5	153.4	180.0	15.8	17.3		502	944	220	266	17.1	21.1	
窯 業・土 石	100.0	179.5	153.4	180.0	15.8	17.3		3,017	5,549	1,157	1,347	16.4	16.4	
鉄 鋼	100.0	158.3	144.6	159.4	12.2	10.2		3,017	5,549	1,157	1,347	16.4	16.4	
非 鉄 金 属	100.0	202.9	171.0	206.5	19.3	20.8		1,024	2,117	430	532	19.9	23.7	
金 属 製 品	100.0	191.1	164.5	191.9	17.6	16.7		4,187	8,365	1,744	2,182	18.9	25.1	
一 般 機 械	100.0	212.4	184.3	220.6	20.7	19.7		685	1,348	280	344	18.4	22.6	
電 気 機 械	100.0	241.1	199.8	243.6	24.6	21.9		1,449	2,853	590	725	18.5	22.9	
輸 送 用 機 械	100.0	284.8	228.0	296.7	29.9	30.1		2,758	5,616	1,162	1,465	19.5	26.1	
精 密 機 器	100.0	202.6	178.5	203.7	19.3	14.1		2,378	4,703	982	1,224	18.6	24.6	
	100.0	159.1	138.0	164.4	12.3	19.1		3,161	6,322	1,315	1,623	18.9	23.4	
								499	942	196	235	17.2	19.8	

資料出所 生産は通商産業省「通産統計」、需要は労働省推計。
(注) 1) 食料品・たばこでは精肉、水産食品を、木材・木製品では家具を除く。また、繊維は衣服身回品を含む。
2) 44年の最終需要は経済企画庁推計(「経済分析」付録第9号参照)による。

